

## 平成23年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成23年9月9日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成23年9月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	山 根 祐 二 君
5 番	中 林 堅 造 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	横 田 和 雄 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	斉 藤 旭 君
11 番	河 杉 憲 二 君	12 番	山 田 耕 治 君
13 番	青 木 明 夫 君	14 番	三 原 昭 治 君
15 番	弘 中 正 俊 君	16 番	大 田 雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿 博 敏 君	19 番	藤 本 和 久 君
20 番	田 中 健 次 君	21 番	安 藤 二 郎 君
22 番	久 保 玄 爾 君	23 番	今 津 誠 一 君
24 番	山 下 和 明 君	25 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、横田議員、9番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

早速、これより質問に入ります。最初は6番、木村議員。

〔6番 木村 一彦君 登壇〕

○6番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔で誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に津波対策について質問いたします。

このところ日本列島は、相次いで大きな自然災害に見舞われております。非常に広範囲に大きな災害をもたらした台風12号は、いまだに危険が去っておらず、多くの住民を不安にさらしております。この台風で亡くなられた方々、財産を失われた方々に、この際、

心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、半年前に起きました3. 11東北関東大震災は、改めて津波被害のすさまじさ、恐ろしさを全国民の目に焼きつけました。瞬時にして多くの人命と生活の場を根こそぎ奪っていく津波の破壊力は、他の自然災害とはまた違った、けた違いの恐怖を我々に与えております。この災害で亡くなられた多くの方々、いまだに行方がわからない多くの皆さんと御家族の方々の御無念と御心痛を思うとき、言葉がありません。

ところで、我が防府市民をはじめ瀬戸内海沿岸部に住む人々は、三陸海岸をはじめとする東北地方などの人々に比べて、津波に対する警戒心が格段に低いのではないのでしょうか。今回の災害に際しても、少なくない市民から、瀬戸内海に住んでいてよかったと、瀬戸内海は津波が来ないから大丈夫、こういう声が多々聞かれたわけであります。確かに三陸地方などに比べれば、瀬戸内海沿岸は歴史的にも津波に襲われた経験は少ないのは事実であります。しかし皆無ではありません。

津波に関する古文書等の記録の調査から、1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、1946年の昭和南海地震で、瀬戸内海沿岸に津波が来襲したことが知られております。

防災・環境工学研究所の山本直明さんの研究によりますと、山口県に関して言いますと、1707年の宝永地震では、徳山で1.5メートルの津波が、また1854年の安政南海地震では、柱島で1.5メートル、室積で1.8メートル、徳山で1メートル、小郡で1メートル、そして我が防府市で1.5メートルの津波が観測されております。さらに1946年の昭和南海地震では、徳山で0.8メートル、宇部で1メートルの津波が観測されている次第であります。このようにここ300年余りの間をとっても、我が地方に三度の津波が押し寄せており、決して安心できるものではないのであります。

そこでお尋ねいたします。市としては、従来、防府市地域防災計画等において、この津波の危険についてどのように認識し、対策を立ててこられたのでしょうか。この点についてお答え願いたいと思います。

これまで瀬戸内海の津波に関しては、静岡沖から四国沖までの海底にあるプレートを震源とする東海・東南海・南海地震の連動による三つ子の地震が考えられてまいりました。連動して100年から数百年間隔で発生、国が平成15年に発表した被害想定では、犠牲者約2万5,000人、そのうち津波で9,100人となっております。

ところが、最近の研究では、この三つの震源域に加えて、九州側に震源域を延伸した4連動地震を想定することが必要だというふうになってきております。関西大学と京都大学、人と防災未来センターの共同研究によれば、4連動地震の場合、20メートル級の大

津波が予想されるといい、西日本では抜本的な対策の見直しが求められるとしております。

関西大学の河田恵昭教授によりますと、「4連動地震では、西日本は太平洋沿岸部だけではなく、紀伊水道と豊後水道を通じて大阪湾や瀬戸内海に津波が浸入し、松山と広島とを結ぶライン上で5時間後に重なり、津波の波高は大きくなる。関門海峡の幅は1キロメートルないので、そこから水は日本海に抜けない。すなわち瀬戸内海は一つのふろのようになり、波が至るところで多重反射する。したがって、南海地震が起これば、少なくとも半日以上は津波が重なり、大きくなる可能性がある」と、こういうふうに言っておられます。

4つの地震が時間差で発生した場合には、津波や海峡、つまり豊後水道、紀伊水道、ここを通りやすくなる上、時間とともに複数の津波が重なって大きくなる。そのため瀬戸内海沿岸部や大阪湾周辺にも回り込むことになり、これまで想定されなかった地域にも被害が出る可能性があるというふうにしております。

同教授は、新たな想定を踏まえた西日本の防災体制について、名古屋、大阪といった大都市圏を含め、現在の東北よりさらに広範囲で多様な被害が予想される。したがって、関西広域連合を中心とした西日本全体で、きめの細かい連携体制を検討するべきだと、このように指摘されているわけであります。

そこでお尋ねいたします。こうした最新の研究成果を踏まえて、従来の防災計画を抜本的に見直す必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、津波に対する住民の意識啓発を格段に強めるとともに、具体的な避難計画を徹底するための津波ハザードマップの作成を急ぐべきだと考えますが、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

最初の質問は、以上であります。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目のこれまでの防府市地域防災計画等における津波の危険性に対する認識と対策はどのようなものであったのか、との御質問でございましたが、一般的に津波を伴う地震は、海底で起きる縦ずれ断層型の地震と考えられておりますが、瀬戸内海沿岸での大きな津波としましては、四国・紀伊半島沖を震源とした巨大地震、あるいは東南海・南海地震の影響によるものが考えられるところでございます。

災害対策基本法に基づき内閣府に設置されております中央防災会議において、山口県における津波の概要が示されております。現時点で東南海・南海地震が同時に発生した場合

でございますと、最初に20センチの津波が、山口県東部海岸に到達するまでの時間は90分から120分とされ、また、山口県の瀬戸内海沿岸において、津波による純粋な水位の上昇は約80センチと考えられております。この津波による水位上昇分の80センチに、満潮時の水位をプラスしたものが最大の津波の高さでございます。平均海面高から2メートルから3メートルと想定されております。

現在、高潮対策によりまして整備された海岸防護施設は、この東南海・南海地震に伴う津波に対応可能であると考えているところでございます。

また、国の地震調査を研究推進本部・地震調査委員会における発生確率は、東南海地震では、今後30年以内に60%から70%程度、南海地震につきましては、同じく今後30年以内に50%でございました。この2つの地震が連動した場合、本市における震度は5弱と想定されております。

また、防府市周辺において確認されております、佐波川断層地震及び防府沖海底断層地震を想定した「防府市ゆれやすさマップ（地震編）」を昨年度、全戸配布いたしておりますが、これらの地震につきましては、大きな津波の発生はないとされておりますが、市では、津波と地震が発生したことを想定いたしまして、8月21日の日曜日でございましたが、関係自治会などの御協力をいただきまして、防府市地震津波防災訓練を実施いたしました。

訓練の当日は、実は大雨が降り続けておりましたことから、「岸津苑」における入所者の避難誘導や救助訓練は実施できませんでしたが、災害対策本部を消防本部に設置いたしまして、津波警報などの気象情報に関する対応や避難状況等の情報伝達訓練と、国府中学校の体育館において、避難所運営訓練を行ったところでございます。足元の大変悪い中、周辺地域の方々をはじめ、中学校のPTA関係者などを含めまして、およそ300人の方々の御参加をいただいたところでございます。

2点目の3.11以降、瀬戸内海における被害想定にも変化が見られるが、どのように対応していくのか、また、最新の研究成果を踏まえて、従来の防災計画を抜本的に見直す必要があると思うが、との御質問でございましたが、本年6月から山口県において、東日本大震災を教訓とした大規模災害対策の検証・検討が行われておりまして、本年中にその結果を取りまとめた後、山口県防災会議において、新たな津波想定が示され、山口県地域防災計画等の修正が行われる予定でございます。本市におきましても、山口県の修正案が示された後に、防府市地域防災計画の修正に着手いたしたいと考えております。

また、国の中央防災会議におかれましては、東日本大震災の分析と検証を踏まえまして、東海・東南海・南海の3連動地震の被害想定を来年6月をめどにまとめられることから、

この3連動地震につきましても注視しているところでございます。

さらに議員先ほど御案内のとおり、大学等の研究機関におきましては、3連動地震に加え、新たに震源域を九州の日向灘まで延伸して想定する必要があるとの研究も行われておりますことから、これらの結果も踏まえ、防府市地域防災計画の見直しに反映いたしたいと考えております。

次に、3点目の御質問でございます津波に対する住民の意識啓発と、具体的な避難計画のための津波ハザードマップの作成を急ぐべきでは、とのことでございます。

津波に対する住民の意識啓発につきましては、東日本大震災の発生後、防災出前講座などに24回出向きまして、これまでの想定に基づき、啓発活動を行ってきたところでございますが、国や山口県が現在行っております見直し結果が出ましたら、新たな想定に基づき、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

また、津波ハザードマップの御指摘がございましたが、現在山口県において津波ハザードマップを作成している市はございませんが、国や山口県の被害想定の見直しなどに基づき検討してまいりたいと考えております。

なお、今年度は、高潮ハザードマップを作成し、全戸配布する予定でございます。このハザードマップに基づきまして、防災訓練や防災出前講座におきまして、津波の発生の想定をも勘案しながら、浸水地域や避難のあり方について周知いたしてまいりたいと考えておりますので、津波ハザードマップの作成につきましては、次年度の大きな課題とさせていただきます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） それでは、再質問をさせていただきます。

ことし新しい研究成果に基づいて中央の防災会議、それから山口県の防災会議も、これまでの防災計画を見直すということでもあります。市としては、今の御答弁にありましたように、それに基づいて新たな防災計画を立てる、修正をします。そして、津波ハザードマップについても、次年度の課題として検討していきたいという御答弁でございましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それにつけても、例えば東大地震研究所の都司准教授がこのように言っておられます。「これまでの津波対策は、100年に一度の津波を想定して堤防や避難地が備えられてきた。しかし、今回の3.11、これは1000年に一度の津波でございました。1000年に一度の津波までは考えられていなかった。いわゆる想定外であったということでもあります。100年に一度の津波のときは人命と財産、つまり住居、農地、漁業など、この人命

と財産の両方を守らなきゃならないが、1000年の一度の津波では、財産には目をつぶらざるを得ない。人命と原子力発電所だけは守らなくてはならない」、このように都司准教授は言うておられます。ですからやはり100年に一度と1000年に一度の二段構えのやっぱり対策が、これからは必要であるというふうに指摘されておるわけでありまして。

津波は、昨日の一般質問でもありましたが、「津波てんでんこ」という言葉がございます。要するに津波が来たときには、親や子や兄弟、親戚、それらをみんなが心配して助け合っというようなことやっていたら全員が共倒れになる、それぞれがてんでんばらばらにまず逃げる、それが結果的には全員が助かることになる。これは、三陸の津波の痛切な教訓から、山下文男さんあたりが言うておられることであります。

したがって、やはり我々も実際に我がまち、我が地域が、津波が来たときにどうなるかというやっぱりイメージを常日ごろから持って、そしていざというときにはどこへ逃げたらいのかというようなことも具体的に頭に描いておかないと、今回、東北3.11でもやはり想定していなかった、逃げなかった人たちがたくさんいるわけですから、そういう意味で、ぜひとも、そういう、具体的に市民がイメージできるような啓発、ハザードマップを中心にした、そういうものをぜひつくっていただきたい、そのことが多くの人命を救うことにもなるということを強調しまして、この質問については終わりたいと思います。

次に、公益法人改革について質問をいたします。

防府市行政改革委員会は、平成21年10月の第5回委員会において、公益法人制度改革に伴う法人の方向性について審議をしておられます。国は平成20年12月1日から公益法人改革三法を施行し、明治以来続いてきた社団法人・財団法人等の公益法人に関する法制度を抜本的に改めることに着手をいたしました。既存の公益法人は、法を施行後5年の間に、1、公益認定を受けて公益社団法人、または公益財団法人となって税法上の特典を受けるか、あるいは一般法人に移行するかを選択する。2、いずれもないまま5年を経過すれば、法人は自動的に解散とみなされると、こういうものであります。

この結果、従来、行政の別働隊として活動してきた公益法人、自治体の外郭団体、この多くは整理・縮小されることになるわけでありまして。広い意味でのこれは自治体リストラだと言わなければなりません。

さきの行革委員会の方針は、こうした動きに対応するものでありますけれども、市が関与する6つの公益法人について、今時点でそれぞれどのような方向性が打ち出されているのか、お答え願いたいと思います。

さらに、6つの公益法人のうち、特に、道路の維持補修業務などを行っております。市民生活に直結する仕事をしている公営施設管理公社の今後のあり方はどうなるのか、市民

の立場から強い関心を抱かざるを得ません。この公営施設管理公社をどうするお考えなのか、御答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公益法人の今後の方向性についての御質問にお答えします。

まず、財団法人防府市文化振興財団でございますが、御存じのとおり、本年、平成23年4月1日から公益財団法人に移行いたしております。

次に、財団法人、防府スポーツセンターにつきましては、公益財団法人への、また、財団法人防府市水道サービス公社につきましては、一般財団法人への移行に向けまして、現在、準備を進めているところでございます。

また、財団法人防府市公営施設管理公社及び財団法人防府市住宅協会につきましては、平成24年度末をもって解散の予定でございます。最後に社団法人防府市農業公社でございますが、現在、検討・協議を重ねており、年度内には結論を出す予定でございます。

次に、公営施設管理公社についての御質問でございますが、公営施設管理公社につきましては、平成24年度末をもって解散することといたしております。当公社は、庁舎管理業務、記者室管理業務、廃棄物処理場管理業務、索道管理業務、道路維持補修業務、そして、公園等維持管理業務の6事業について、市から受託いたしておりますが、平成25年度からは、市民サービスの低下にならないよう配慮し、市の直営及び民間への業務委託で実施することとしております。

現在、この6事業につきまして、事業担当課、職員課、そして、公営施設管理公社事務局との間で検討しているところでございます。特に道路維持補修業務及び公園等維持管理業務につきましては、その業務量も多く、検討に時間を要しているところでございますが、住民のサービスの低下につながらないよう最善の方策を検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） それでは再質問いたします。

六つの法人についての方針が今明らかにされましたが、とりわけ私が関心を持っております、また市民が関心を持っております公営施設管理公社の、特にそのうちでも、道路の維持補修、この業務がどうなるかということで、さらにお尋ねを、詳しくしたいと思います。現在、市の道路課と連携してといいますかね、公営施設管理公社の方々、約10名おられると思いますが、その道路業務に関してはですね。これがもし今のお話で、平成24年度末までで解散して、なくなってしまうては、これは大変なことになります。

道路に穴があいた、あるいはガードレールやカーブミラーの補修なんていうのは、ほと



んど今、この公営施設管理公社の道路班がやっておられるわけですから、この点については本当にもう少しどうなるのかを具体的にお教え願いたい。

だから今、どのぐらい、何人おられて、そのうち正職員は何人なのか、臨時職員は何人なのか。そして、この解散の平成24年までに定年を迎えられる方は、何人なのか。その24年の解散時にまだ定年でない人たちは、その後、どうするのか、これについてもう少し詳しくお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公営施設管理公社の中で道路補修業務ということでございました。現在、10名体制でこの道路補修業務を担っておりますが、正職員は23年度、本年度でございますが、3名、そして臨時職員が7名の計10名という体制でございます。

議員御指摘のように、この道路補修業務というのは、持続性といいますか、そういったことが大変重要だと考えております。今後、直営なのか、あるいは業務委託なのかというところを今、検討中でございます。

そういった形の中で、先ほども申し上げましたが、住民のサービス低下につながらないような形で検討してまいりたいと考えております。

また、今後のその今、残られる職員の方の処遇につきましては、関連労組の方々と今協議中ございまして、今後よりよい方向で解決策を見出していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今、道路班は10名ということですが、これは2班編成になっていると聞きました。解散してからも、そういう2班編成の体制がとれるのかどうか。市民が要求したら直ちに、今だと、比較的早く駆けつけて、道路の補修なんかをしていただいておりますが、これが、例えば民間委託かなんかになって、なかなかその声が届かないと、間に市が入ったにしても届かないというようなことになっては困るんですね。今だと、道路課に言えば、すぐ連絡ついて、修理してもらえますけども、その辺の懸念がありますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今度、例えば直営という形であれば、どういった班体制がいいのかということも含めて、検討する必要があるかと思っております。そうした中で、今議員、御指摘のように、やはり市民、住民サービスといいますか、これに直結しております。なるべく迅速に対応できる体制というものが需要でございますので、そういったとこ

ろに重点を置いて、十分な検討をしてまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今回の公益法人改革というのは、指定管理者制度などとともに、公務の市場化、アウトソーシングの一環であります。自治体職員における非正規雇用の増大などと相まって、こういうアウトソーシングや市場化というのは、いわゆる官製ワーキングプアを生む、大きな要因となっております。

ところで、この市職員、本体の職員の状況はどうなっているかといいますと、山口県自治労連が平成20年に行った調査では、防府市の場合は、正規職員771人に対して、非正規職員は、再任用が2人、臨時職員が98人、嘱託職員が148人、パート職員が154人の合計402人。正規職員、771人に対して402人が非正規の職員であります、この比率は34.3%。実に、職員の3人に1人が今、市役所の中でも非正規職員になっているわけであります。

これに加えて、今、問題にしております公社などの外郭団体の職員を入れれば、その比重はさらに、市の公務全体に占める非正規職員の比重はさらに高くなるわけであります。つまり広範な官製ワーキングプアが存在すると言っても過言ではありません。そして、このことが市の経済を冷え込ませている大きな要因の一つになっているということもできると思います。

そういうこともありますので、当面、市のサービスをきちんとしていただくということと同時に、大きな観点で見ても、やっぱりこういう動きを、余り、無反省にどんどん進めるということは、私はよろしくないということで、ぜひ、この道路補修についても、現行の能力をきちんと保持してもらおうということを強く要望してこの質問は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長、どうぞ。

○総務部長（阿川 雅夫君） すみません。今、木村議員の現行人員のことをございます、今現在4名と6名の10名体制で、この11月から3名と7名体制になるようでございます。申しわけございませんでした、訂正させていただきます。

○6番（木村 一彦君） それでは、3つ通告しておりました最後の質問、中根市之丞の碑の問題について質問をさせていただきます。

この問題について、私は平成17年の3月議会で一般質問をいたしております。初めてこのことを聞かれる方もおられると思いますので、ここに改めてその概要を述べさせていただきます。

中根市之丞は、幕末の1863年5月の長州藩によるアメリカ軍艦の砲撃に端を発した

攘夷戦争に際して、徳川幕府の使い番として、長州藩を詰問するために派遣されてまいった六千石の直参旗本であります。大変な大身の直参旗本です。

しかし、当時の長州藩は、これをまともに取り合わず、逆に高杉晋作らが徹底的にこれを反駁して追い返すという状況でありました。そればかりか、この一行は、小郡町の旧吉南信用金庫のところにあった三原屋という旅館に滞在中に暴漢に襲われ、そのときは従者3名を殺されるという災難に遭っております。

危険を感じた中根市之丞は、その3日後、榎野川から小舟を漕ぎ出し、幕府の軍艦朝陽丸に乗り込んで江戸に帰ろうとするわけですが、途中、中関沖で、小舟に乗って追いかけてきた者たちによって、船上で暗殺されているわけであります。

現在、中関西泊の突端、海に面した岩場に「中根市之丞の墓」という墓碑が建っております。これは大正2年に毛利家の賛助のもとに、中原邦平氏や秋良朝之助氏らの献身的努力によって建てられたものであります。

ところが、平成11年9月24日の台風18号によって、墓碑への途中にある防波堤が決壊し、その復旧工事で外海側に大型のテトラポットが設置されたために、墓碑への通行が極めて困難となり、現在では訪れる人もほとんどなく、せっかくの記念碑が荒れるに任されておる状態であります。

こうした状態に心を痛めた中関在住の石田恭一さんが、改めて史実を掘り起こし、「防府中関沖事件・中根市之丞物語」として地元紙に連載した後、本にまとめられておりますので、御存じの方もおられると思います。石田さんは、この本の中で地道な調査・研究に基づいて多くの貴重な事実を明らかにしておられます。そして、一貫して史跡としてのこの碑の保存と保護を願っておられました。残念なことに先月、病気のために亡くなりました。

そこでお尋ねいたします。平成17年3月議会での私の一般質問に対し、移転については、教育委員会内部で今後の検討課題とさせていただき、このような答弁をいただきましたが、その後、どのような検討がされたか、お答えを願いたいと思います。

私は今回、この質問をするに当たって、数年ぶりに現地を訪れましたが、途中の岩場をたどる際には、大変な難儀をし危険な目に遭いました。碑の前に立ってみると、しけで流木などがぶつかったためか、碑のところどころが大きく欠けていました。このまま放置することの危険性を改めて感じた次第であります。

ここで、議長に許可をいただいておりますので、写真パネルをごらんいただきたいと思います。碑の場所は、この地図のゼンリン地図のとおりです。この中関本町のずっと沖に出まして、防府マリーナの間を通りまして行くわけですが、ここに問題の突堤で出ており

ます。そしてこれに大型テトラポットが設置されています。ですから、このテトラポットの隙間をくぐって、そして今度はこの岩場をたどって今のこの碑のところに着かなければならない。

私が行ったときは、折あしく満潮でしたので、干潮なら波打ち際を歩けるんですが、波打ち際もごろた石がいっぱいありますので、大変なんですけれども、満潮ですから、今度はこの岩場を這って歩かなければいけないというような状況で、大変難儀しました。ここにあるわけです。具体的にどういう状況かといいますと、今言いましたテトラポットがこれです。この下をくぐってこの岩場をたどって、この向こう側に碑があるわけです。この近くはこういう断崖絶壁と言ってもいいような状況です。そして……。

○議長（行重 延昭君） 木村議員、せっかくですから議員の方にも見せてあげてください。

○6番（木村 一彦君） こういう状況ですね。それでようやく碑にたどり着きますと、これが碑です。ここにも、ごらんになったらわかりますが、流木がここに打ち寄せられています。そして、この大きな写真で見ますと、このように大きく欠けております。またこの字のところも欠けております。だからこれは嵐やなんかがあると、どんどん欠けていくという状況になると思います。

そういう状況ですが、同じ日に私は、旧小郡町も訪ねました。旧小郡町では、三原屋旅館跡地である現在の西中国信用金庫、前の吉南信用金庫、この前に説明板が置かれております。そして、そのほか、旧町役場の裏手に、「三原屋事件殉難士の墓」というのを立てておりまして、事件に関する説明板を設置しています。この墓には、私が訪れた際にも墓前に花が手向けられておりました。

これもちょっと写真を見ていただきます。これが小郡町役場の裏手にある、この墓の入り口にこういう大きな案内表示が立っております。そして、墓はこれです。「三原屋事件殉難士の墓」と読めます。そのそばにこういう説明板が立っております。ちょっと読んでみますと。

「三原屋事件殉難者の墓。ペリー来航などの外圧を受け、新しい日本の進路をめぐる開国派、勤王攘夷派、佐幕派などの激しい動きの中でいたましい三原屋事件が起きました。文久3年（1863年）5月、長州藩が下関・豊浦沖において、フランスなどの外国軍艦を次々に砲撃したため、徳川幕府は中根市之丞らを詰問使として老中奉書を持参し、軍艦朝陽丸を下関に急航させました。詰問使一行は、小郡の三原屋（津市下）に泊まり藩主に会う機会を持ちました。8月19日夜、過激な騎兵隊士らが三原屋の一行を襲い、鈴木八五郎（幕府小人目付）・長谷川勇助・須原栄（兩人とも中根の家来）の3名を暗

殺しました。昭和3年、殉難者3名の霊を弔うためにこの地に墓碑を立てました。（平成17年1月）」

これは、昔は小郡町教育委員会となっていました。今は山口市教育委員会となっております。ここにちゃんとサカキかなんかが、私が行ったときにも供えられておりました。

そういうわけでありまして、そして、これとは別に、吉南信用金庫の前には、ちょっと目立たないんですが、「三原屋本陣跡」という、こういう説明板が立っております。これも同じようなこう概歴が書いてありまして、私は気になったのは最後ですね。鈴木八五郎ら3名の墓が山口市小郡山手下に、さっき見せたところですね、三原屋事件殉難士の墓として建立されている。また――ここからが大事なんですが、「中根市之丞等の墓は防府市中ノ関の西戸泊崎の岩場にある」と、小郡がこう書いているんですよ。だから小郡が防府のことを紹介しているわけですね。

そういうわけでありまして、小郡町の対応に比べても、本家本元と言えるこの我が市の扱いは余りにもお粗末ではないかと、説明板の一つもありません。墓には行けません。そういう点で、早急にこれは手を打つべきじゃないかというふうに思います。これについて、改めて当局のお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議員ただいま御説明いただいたとおり、中根市之丞は、長州藩の攘夷に対する幕府の間責使として、文久3年（1863年）に長州藩を訪れましたが、幕府に反感を抱くものによって襲われ、防府中関沖の船上で暗殺されました。この史実を示し、弔うために、大正2年、事件の舞台を臨む中関西泊の海岸に、有志の方々によって、中根や従者たちの名を刻んだ墓碑「中根市之丞墓」が建立されました。

この墓碑につきまして、前回の一般質問で私が御答弁させていただいた後、私も潮の加減や安全を確認しつつ、現地を訪れ、参拝をさせていただきました。その後、墓碑の移動についても検討いたしました。多額の移転費用がかかることが予想されるところでございますが、いずれにしても、この移動に公費を投入することはいかがなものか。また、石碑を建てられた方々の意志を尊重し、その思いを継承していくために、その場にとどめおくことしかないのではないかなど、そんなことを考えたところでございます。

なお、墓碑への経路は、陸地から約200メートルの間、堤防やテトラポットを越えて、海岸の岩場を歩いていくこととなりまして、大変危険な状況でございます上に、堤防は港湾施設、テトラポットのあるところは公有水面に当たりますことから、手すりや階段などの設置をすることはできない状況でございます。また、山側は急傾斜地、保安林で、個人

の所有でございますので、新たに道をつくることも難しいと考えているところでございます。御理解をいただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 前回の場合、私は移転を主張したわけですがけれども、その後いろいろ、時間が経ってみまして考えてみまするに、一定に、市のおっしゃる現在地に置くおくことの意義というのわかるような気がしております。ですから、現在地に置くのが一番望ましいかなと。しかし、それには今みたいな状況では、だれも参拝できないということで、今、御答弁にもありましたが、岩場をこう、安全に通るような施設はちょっとできにくいだろうと思います。私が考えてもですね。ただし、山側、マリーナのところから山に上がる古い小道があるんです。その先には、古い神社が、小さい神社があるんですけど、その神社を通過して、さらにこう、崖ですから、そのままでは危ないんですけども、そこを少し降りられるような施設にしてもどうかと。ただし、問題はここは私有地なんですね。私の土地なんです。で、この持ち主の方に了解を得てやれないものかどうかということも一つ、私は提案しておきたいと思います。

それから、それが難しければこの移転もやはり考えるべきではないかなと思うんです。あの近辺にも前回、平成17年の一般質問のときにも申しましたけれども、いろんな神社や市の、市有地もあります。移転の費用というのがどのぐらいかかるか、ちょっと私もわかりませんが、やはりそれは市の文化と、文化を守るというのが、文化を守り、発展させるというのが防府市の一つのコンセプトでありますから、そういうものにお金を惜しまずに、惜しまずといっても、無尽蔵に使えというわけではありませんが、やはり使うべきところには使って、保存すべきではないか。この二つの方法をね、山を通る道を、私有地の地権者の人の御了解をいただいてつくるか、あるいはそれがかなうなら移転するかというようなことをぜひ考えてもらいたいと思うんです。

この中根市之丞物語を書かれた石田恭一さんは、その後書きで次のように述べておられます。ちょっと読みますと、「平成13年（2001年）秋。京都方面から大学教授が2名、タクシーで中根市之丞の墓を訪ねてこられたが、防波堤の大型テトラポットに阻まれ、高齢者でもあり、いかにも残念そうに後ろを振り返りながら引き返された」と、これは西泊の岸野サヨコさんという方のお話だそうです。「直木賞作家古川薫氏の著書「長州奇兵隊」の中で戊辰戦争に関し次のような記述がある」――これは石田さんの後書きですよ。続きです。「次のような記述がある。官軍（長州奇兵隊諸隊を含む）の墓地としてよく知られているのは、新潟県小千谷市の船岡山公園にあるもので、地元の人々の墓参が絶えず、今日でも行き届いた管理が行われている。地元から見れば官軍は言わば敵であり、

それへの抵抗戦で多くの同胞を失っているのだが、その恩讐を超えて、異郷の地に散った諸隊士の墓を守っているという北越人の心情は美しい」、これは古川さんの著書の引用です。

続いて石田さんの後書き、「結成間もない長州奇兵隊が攘夷戦に血眼となっている修羅場に乗り込み、その場で朝陽丸を乗っ取られ、頼みの目付と従者3名を小郡の旅館で殺害され、朝陽丸の返還も果たせず、防府中関沖の海上で非業の刃に倒れた中根市之丞一行の史跡としての墓標を、歴史と伝統のある長州防府の諸賢人士が、地縁を重んじ参詣容易な平穏の地を得て温かく管理・墓参することになれば、その心情は各方面からの惜しみない賛辞を受けることになり、また人々の歴史への関心を高めることになるであろう」。

続いて石田さんは、こうも言われております。「なお、防府日報連載後に孝明天皇の小史の全文を入手した。孝明天皇の小史の中で「これ皆、朕が不徳のいたすところにして悔慙に耐えず」、慙愧に耐えずと、この暗殺事件を含めて天皇自身が悔慙の意思表示をされたことは、歴史的事実として今回かなり重視した次第である」、このように石田さんは述べておられます。

こういう長州の人たちが、よそで手厚く葬られているというのは、ほかにもたくさんあります。例えば私がこの前見ましたら、会津若松市のホームページ、これには観光マップの中に「西軍墓地」——「東西」の「西」、西軍墓地として、戊辰戦争で会津に攻めてきた西軍のうち、若松付近で戦死した将兵を埋葬しています。薩摩・長州兵など150基の墓が立っています。このように紹介を会津若松のホームページで紹介をしております。

こういうふうですから、やはり我々としても、こういう当時の敵・味方という観点ではなくて、本当に貴重な歴史の、しかも維新回天のあのきっかけになった事件でありますから、これはやはりいろんな、いかなる努力をしてもちゃんと残しておくべきだと。

小郡ではあのように墓までつくって、しかも案内板もあるわけですね。防府の中関に行けば、その墓もありますよまで書いてあるんです。ところが、防府には全くそれらしい説明はありません。こういう状況は、私はいけないと思うんですね。ぜひこの際、そういう大きな、歴史的意義がある史跡を何とかして残す、そして多くの人々に、この目に触れるようにしていく、それがまたまちおこしにも私はなると思うんですね。歴史に対する関心と呼び覚まし、郷土に対する愛情を深め、そしてまちをもっと振興させていくことにもつながると思います。そういう意味で、ぜひ困難はありましようが、ぜひともこれは引き続いて市長にもぜひお願いしておきたいというふうにお問い合わせいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 市長、どうぞ。

○市長（松浦 正人君） 大正2年は、事件があつてからちょうど50年でございます。そして、大正2年からちょうど100年になりますのが再来年でございます。ちょうど何かをしてお弔いをするなり、あるいは移設をして記念碑を建てるなりということにおいて、ちょうど大きな、いい区切りの時を迎えているのではないかなということ、私個人的には思っておりますことを申し添えさせていただきます。

○6番（木村 一彦君） 以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、6番、木村議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、4番、山根議員。

〔4番 山根 祐二君 登壇〕

○4番（山根 祐二君） 公明党、山根祐二でございます。最初に、先日の台風12号は記録的な豪雨をもたらし、紀伊半島などでは、死者・行方不明者は現在100人を超えております。そして、新たな土砂災害のおそれが今もなお続いております。被災者の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方々には、心から哀悼の意を表します。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

日本は54基もの原発を持つ国であります。全国の原発54基のうち、3月11日の東日本大震災で11基が停止をいたしました。定期検査でとまっていた原発も21基あり、現在は22基が運転中です。

政府は、中部電力に対し、浜岡原子力発電所の運転を全面的に停止するよう要請をいたしました。理由は、東海地震の震源域の真上に位置し、津波対策が不十分であると判断したからだそうです。

また、7月に九州電力玄海原発の2号機、3号機でストレステストを先行実施することとは、記憶に新しいところです。また、調整運転で発電を続けてきた北海道電力泊原子力発電所3号機の営業運転再開が大きくおくれたことは、原発に対する立地地域の不信を突きつけました。

停止中の原発を再稼働するとなれば、さらに強い抵抗が避けられません。国や電力会社が信頼を失い、安全確認のために政府が新たに設けたストレステスト、いわゆる耐性検査の内容も不明確で、本格再開のハードルは高いと言えます。

来年夏は、さらに原子力発電所が定期検査に入り、原子力発電所の再起動が行われないと仮定をいたしますと、国内で1基も原子力発電所が稼働していない状態となり、事態はさらに深刻化することになります。



政府の試算で、東日本においては、夏のピーク需要7,986万キロワットに対して、ピーク時の電力不足は834万キロワットと、ことし夏以上の厳しさとなります。中・西部日本においては、夏のピーク需要9,968万キロワットに対し、ピーク時の電力不足は823万キロワットとなり、日本全国9電力管内で1,656万キロワットのピーク時の電力不足となります。

ことし夏の東京・東北電力管内における震災に伴う電力不足問題に対しては、時間的な余裕がなかったこともあり、当初は計画停電で対処し、その後政府を挙げて情報提供などのソフトな支援策と規制の見直しを行うとともに、節電要請と電力使用制限を組み合わせることで、原則計画停電を回避することといたしました。

来年夏において、こうした計画停電や電力使用制限を発動するようなことがあると、生産活動を抑制し、国民生活における快適性を犠牲にしかねません。計画停電や電力使用制限を回避し、生産活動の抑制や快適な国民生活が犠牲になる事態を極力避けることが重要であります。

我が国の電力供給量は年間約9,000億キロワットであり、その約3割は原子力発電所が担っています。原子力発電所の再起動がない場合には火力発電所がこれに代替することとなり、その結果、燃料代の上昇を通じ、約2割の電力コスト上昇を招く可能性があります。すなわち、現在我が国の電力供給構造は、燃料費用が安い原子力発電所と石炭発電所が昼夜通して稼働し、これがベース電源となり、LNG火力と石油火力が主として昼間稼働して、ミドル電源、ピーク電源となっています。

石炭火力は昼夜を問わずフル稼働しており、水力発電所は稼働の制御ができないので、原子力発電所の稼働が低まれば、LNG火力か石油火力の稼働率を上げて対応することとなります。一定の過程において試算をした場合、仮にすべての原子力発電による発電量をLNG火力や石油火力ですべて代替すれば、燃料コストが年間約3兆円以上かさむ可能性があります。我が国の年間の電気料金は約15兆円であり、上昇分の3兆円をそのまま転嫁すれば約2割の電気料金の引き上げになります。

電力費用の高騰は、消費者の消費抑制や企業の収益悪化をもたらすだけでなく、中期的に見れば企業の立地選択や雇用に大きな影響を与えることとなります。原子力発電所の再起動の問題に起因するこのコスト上昇問題に対して、いかに対処するかが、ピーク時の電力不足対策と並ぶ重要な問題となります。

電力を電力会社間で融通する場合、比較的余裕があった中国電力でも、電力不足は当然予想されます。国レベルでは、1、化石燃料、2、原子力に加えて、3、再生可能エネルギーに力を入れていくことが必要です。8月26日には、国会で、再生可能エネルギー買

取法案が成立しました。地域・家庭での再生可能エネルギー生産、利用、そして省エネルギー推進は、さらに取り組んでいかなければなりません。本市においても、市民への啓発や省エネ補助策の充実など、取り組んでいくべきであると考えます。市長のお考えをお聞かせください。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） それでは、エネルギー問題についてお答えいたします。

東日本大震災を契機に、エネルギー、特に電力供給に関しましては、今後の国のあり方をも左右する重大な問題となっております。

議員御指摘のとおり、現在停止中の原子力発電所や、今後、定期検査などにより停止する原子力発電所の運転再開が不透明な状況であることから、来年の夏を中心とした電力消費ピーク時の供給不足や発電コストの上昇が懸念されております。

一方、中長期的な視点においては、エネルギー供給の大前提となる安全性の確保のほか、エネルギー資源の海外依存によるリスクに加え、災害等によるリスクも考慮した安定供給体制の確立や経済性の確保、さらにはエネルギー資源の枯渇や地球温暖化対策などの環境保全対策とも密接に関連した問題もあり、その包括的な解決が求められております。まさに、我が国のエネルギー政策は、大きな転換期を迎えているととらえております。

本市においても省エネルギーに関する取り組みを推進してきており、各家庭において効果的な節電対策に取り組める環境家計簿の利用促進、緑のカーテンやエコドライブを中心に、より多くの方が参加しやすい省エネルギー運動の普及・促進を行っており、市広報及び地域FMによる広報活動も毎月実施するなど、年間を通じた啓発活動を広く展開しております。

今後につきましても、これらを継続実施するとともに、さらに多くの市民の方々に取り組んでいただけるように、県や事業者等との連携を図りながら、啓発事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、補助制度につきましても、住宅用太陽光発電システム設置費補助金及び中小企業者による再生可能エネルギー、省エネルギーに関する設備投資を対象とした地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金を継続しているほか、自治会等が設置される防犯灯を対象とした「防犯灯設置・取替補助金」において、今年度からLED防犯灯に対する優遇措置を開始しております。

いずれにいたしましても、安全・安定供給、経済性、環境保全の各観点から、特に国のエネルギー政策の動向やエネルギー技術の発展を注視しながら、今後もより効果的な施策

を調査・研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） それでは、再質問をさせていただきます。

市としても省エネルギーあるいはCO<sub>2</sub>削減に関しまして、さまざまな啓発活動をされているという御答弁でございました。今の御答弁の中にも出てまいりましたが、LED街灯を自治会に対して補助しております。省エネ消費ということで、省エネ消費の啓発という意味でしております。

本市、LED街灯補助実績、これについてお尋ねをいたします。現在のLEDの街灯の補助をしております実績について、御説明をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 本年開始いたしましたLED補助の実績でございますが、4月から7月までの間、新設が23灯、そして取り替えが297灯の申請をいただいているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） このLED街灯の補助につきましては、非常に自治会などからも関心を持たれまして、当初予算では240灯分、336万円の予算を本市では組んでおりまして、実績は、かなり、今、御説明にありましたように300を超える実績があるところであります。この9月補正におきましても460灯分、644万円の補正予算を組まれております。

このように、市といたしましては1,000万円程度の予算を組みまして、このたび中電の無料蛍光灯交換が打ち切りされたことに対しまして、いろいろ市としても努力をしているわけでございます。

しかしながら、この交換をいたしまして、消費電力、大幅に減ったと思うんですけども、この自治会から聞こえてきます声に耳を傾けてみますと、定額料金制度に対しましては20ワットまで一律幾らという定額料金制度がありまして、せっかく交換をした自治会の電気代は前と変わらないのではないかという声がありますけれども、この点はどうなのでしょう。本当に電気代については変わっていないのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 電気代という中で、まだ実際にどのぐらい下がったとかという実態は把握いたしておりません。ただ、今、議員御指摘のように、現状では20ワット契約がございますので、そういった契約になっているわけでございまして、実際、LE

D防犯灯につきましては約9ワット程度の消費電力しかないわけでございます。

ですから、3月に田中議員からも御指摘がございまして、10ワット契約への要望をしていったらどうかということもございましたので、市長会等への要望を検討してまいりました。そうした中で、全国市長会の中国支部総会のほうにおきまして、このたび中国電力のほうに対しまして、10ワット契約の新しいランクを設けていただくよう要望が出ているところでございます。

そうした中で、こうした要望が中国電力のほうでかなえていただければ、自治会あるいは市の負担も、電気料金と、低廉という形の中で反映がされていくのではないかと期待をしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 要望をしたという御答弁でございました。今、答弁の中にありましたように、LEDに交換いたしますと電気代は蛍光灯の約半分になるということで、10ワット程度の消費電力に変わるわけでありまして、今まで40ワットの定額電力で契約した灯については20ワットに変わるわけですから、これは効果としては出ているわけでありまして、LEDに変えたということは、中電が無料交換をやめたということに起因している部分もありまして、その交換手数料についても市が補助を今度するということが決められております。LED照明の消費電力が同じ明るさの電球であれば10分の1、蛍光灯であれば2分の1になるということとあわせまして、寿命も、その種類によるそうなのですが、今度はLED照明の寿命としては4万時間から10万時間ぐらいまでの間隔がありまして、最低で見積もっても4万時間、1日12時間程度つけるといたしまして、9年間ぐらい交換なしというふうな計算も成り立つのではないかと思います。

中電が、この20ワットまで103.95円になりますけれども、従量化料金と合わせますと、20ワットの定額料金は203円程度、自治会によって電灯はたくさん、大小あるんですけども、30灯ぐらいあるとしますと6,000円幾らぐらいに、月になるわけでありまして、何灯もありまして、年間通しますと、結構、この電気代の占める割合というのは大きなものになるわけでありまして。

市といたしましても、これだけ努力している、各市努力されていることと思います。中電のほうでも、実際の消費電力に合わせた10ワット程度の定額電灯料金制度を設けるのは、当然と思うわけでありまして。

それから、家庭での省エネ消費ということで、先ほど環境家計簿以下、市の取り組んでいる事項について、さまざま説明がありました。新しい、経済産業省は、第3次補正で省エネエコポイント制度を導入するというようなことを言っております。国も各家庭に対し

て、そのLEDの購入でありましたり、あるいは高効率の空調、冷蔵庫の購入に対して、さまざまな策をとってくる気配であります。また、省エネ投資としては、家庭での蓄電池の設置、あるいは自家発電設備の設置、太陽光発電、燃料電池など、あるいは住宅の断熱工事などがあるわけでありまして。

答弁の中にもありましたけれども、省エネ投資のための導入補助策の充実ということが、やはり求められるわけでありまして。太陽光発電装置の補助について、防府市でもいろんな補助をやっているわけでありましてけれども、補助額は当然御存じだと思いますけれども、山口県内で最も補助額が大きいという市を御存じかどうか。ちょっと聞いてみたいんですけども、お願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 県内、住宅用太陽光発電に補助をしております団体は6市、そして3町でございます。この中で、単価的に一番高いところで言いますと、市で言えば光市が1キロワット当たり3万5,000円、上限が14万円でございます。ほかには、例えば、山口、岩国、周南が1万円というふうになっておりまして、本市は大体中程度というふうになるかと思いますが、最高は今申し上げましたように光の3万5,000円でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 私が調べたところによりますと、岩国は何かもう少し多かったような気がするんですが。岩国、光、平生町、和木町が14万円。防府市は御存じのように4万円、上限でありますけれども、補助をしております。ほかに、柳井が7万円程度、補助しております。山口県の場合には、県の補助というのが平成23年度、ありまして、これが上限で、県の補助は16万円あります。お隣の島根県、広島県を調べてみますと、県の補助はありませんでした。

しかしながら、この山口県の16万円の補助というのは、23年度で終了いたします。すると、来年度から、ちょっとこれは考えていかなければいけないかなというような気がしておるわけでありましてけれども。山口県の中で、単市で補助を見ると、光、平生町、和木などが14万円と、突出しておりまして、山口市、防府市、周南市などは上限4万円ということで。もちろんこれに対して国の補助もありまして、大体一般的な家庭で3.5キロから4キロワットでありますけれども、3.5キロの設備をした場合に、国では16万8,000円の補助があります。したがって、大体一般家庭で取りつける太陽光発電の設備が200万円前後ということになっております。それで、県の補助、国の補助、それから防府市の補助がありますと、合計で今年度は36万8,000円の補助があるというこ

とで、仮に200万円と仮定すると、自己負担は163万幾らという程度の負担になります。

県の補助が本年度なかった島根県、広島県を見てみますと、結構、やっぱり各市で補助をしております。その分を考えて補助額を上げておるのではないかと思いますけれども、島根県の大田市で24万円の補助をしております、自分の市でですね。これは、国の補助はありますので、国と市の補助を合わせますと40万8,000円というふうに、結構大きい金額になります。同じく安来市で21万円、津和野町で15万円、松江市で14万4,000円の補助額を持っております。広島県を見てみますと、庄原市が14万円、竹原市が14万円、三次市が14万円、世羅町が10万円というような補助額を設定しております。

来年度、県の補助がなくなって、国の補助が今からどうなるかということとはわかりませんが、この防府市の補助について、県内他市並みには上位のほうで組んでいただきたいというような思いがするわけでありまして、今後、この市の補助の上限について、上限する考えはあるか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 住宅用太陽光発電の補助金を上げるべきではないかということでございますが、現在の1キロワット当たりの単価が、御存じのように1万500円でございます。先ほど、議員さん、おっしゃいました、上限が4万円というふうに、防府、おっしゃいましたけど、防府の上限は10万4,000円でございます。これは、国の補助金が10キロワット未満ということで、国の補助金は10キロワット未満を住宅用については補助対象としております。防府市はそれに準じておまして、10キロワット未満を上限といたしておりますことから、10万4,000円が上限となっております。

ちなみに、先ほど県内の状況とおっしゃいましたけれども、岩国市が1キロワット当たり1万円と申しました。昨年が、実は多うございまして、岩国は3万5,000円ございました。それをこしは1万円に落としております。それで上限が4万円でございます。そして、市で申し上げますと、周南市が1キロワット1万円で上限が4万円、光市、先ほど申しあげました、1キロワット当たり3万5,000円の、上限14万円、柳井市が1キロワット当たり2万円で上限が7万円、山口市が1万円で上限が4万円でございます。

ということで、県内の他市と比較いたしまして、補助単価は中ほどでございます。決して悪い数字ではございません。また、上限額も4万円ではなく10万4,000円でございます。対象範囲が広いこと、上限額、金額が高いところがまず特徴となっております。

交付実績といたしましては、平成12年度から平成18年度までに301件、平成21年度の制度再開後では、平成21年度が90件、22年度が304件、ことしは8月末現在で185件となっております、大幅に増加している状況でございます。

今後の住宅用太陽光発電システムの普及の見通しといたしましては、今年度から国の設置補助金が、これは事業仕分けだというふうに聞いておりますが、大幅に落とされました。単価7万円から4万8,000円ということでございます。

さらには、電力事業者による余剰電力の買取価格、この双方が減少したことを受けまして、伸び率の鈍化を懸念しておりましたが、システム価格の下落傾向や太陽光パネル出荷量の増加傾向など、明るい兆候も見えてきておりますので、国、電力事業者による手厚い優遇策があった昨年度までと同等な、順調な増加を見込んでおります。

今後につきましては、先ほど申し上げました、うちの単価は、非常に、決して安いわけでもなく、決して高いわけでもなく、中位を堅実にキープしておりますが、その安全性、安定供給、そして経済性、環境保全の各観点から、特に国のエネルギー政策の動向やエネルギー技術の発展を注視しながら、今後もより効果的な施策を調査・研究してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） ありがとうございます。1つだけ確認させていただきたいんですが、防府市の上限10万4,000円と言われましたが、これは国に準じて10キロワットを設備した場合に、そこまで出せるということによろしいのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 要綱にも示しておりますように、10キロワット未満。国が、10キロワット未満までが、先ほど申し上げましたように補助金の対象になっております。10キロワットを超えますと、住宅用の対象にならないというふうに聞いております。防府はそれに合わせております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 1キロワット当たり、防府市は1万500円ということですね。了解をいたしました。

なかなか、実際には一般家庭で設備する太陽光発電というのは4キロワット前後だろうと思います。自己負担も結構大きいもので、先ほど言われましたように太陽光発電の技術的なことで進みまして、価格も下落していけば、また設備される人も多くなるんじゃない

かなと思います。こうした太陽光発電設備、あるいは蓄電池、自家発電設備の導入世帯、これが増えることによりまして、全体でいきますと、ピーク時の電力不足、あるいはコスト抑制への対応が進むということも考えられます。ぜひ、市でできることにつきましては、積極的な対応をお願いしたいと思います。

最初の質問はこれで終わります、次の質問に入ります。

地域コミュニティ組織構築について質問させていただきます。

社会情勢が変化をし、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来は当然のこととして家庭等で対応されてきた保育、介護などが公共サービスとして求められるなど、家庭での活動であったものが公共サービスなどにかわることによって、公共に求められるものが拡大をしております。

これまで、地域においては、町内会や自治会などが地域における公共サービスを総合的に担ってきましたが、地域で助け合うのは当然という感覚を持たない若年世代等が多くなり、地域の世帯構成の中心となりつつあることや、住民の連帯感が希薄化することなどもあり、自治会加入率の低下や担い手不足、活動が成り立たない等の問題が生じつつあります。

この結果、地域においては、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動など生活に密着した公共サービスに対するニーズが多様化、高度化しつつあるにもかかわらず、それらを持続的、総合的、効率的に提供する地域協働の基本的な仕組みが存在しない地域協働の空洞化とも言うべき事態が進行することが懸念をされております。

住民の連帯感が希薄化する中であって、地域協働組織の創設の契機をつかむためには、市町村から地域住民等に対する働きかけが重要となります。その際、地域住民等の積極的な参加を得るためには、単に抽象的な連携や地域のつながりづくりということだけではなく、例えば防犯・防災活動や高齢者の孤独死対策など、地域住民等が抱える課題を地域住民等に投げかけることが必要であると考えられます。

また、市町村等においては、特に取り組みの初期段階において、調整役として職員を検討の場に派遣することや、初期費用を負担することなど、人材面や資金面等の協力が有効であると思われれます。

防府市では、平成21年5月、市内の各種団体の代表者で構成される防府市地域コミュニティ検討協議会を設置し、平成23年2月に、新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針を策定をしております。そして、平成24年度以降の早い段階での新たな地域コミュニティ組織の構築を目指しております。そこで、お尋ねをいたします。

1、一般的に自治会加入率は低下傾向であります、本市の自治会加入状況はどうか。



2、自治会や団体への補助金制度からコミュニティ組織への交付金制度になった場合、何が変わるのか。

3、地域コミュニティ検討協議会が、先進市として視察した安芸高田市の内容はどうであったか。

4、将来的に、自治会、各団体は、統合する方向と考えてよいのか。

5、地域コミュニティ全体のコントロールセンターが必要ではないか。

以上、5点について質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） それでは、御質問にお答えいたします。

近年、人口の減少や少子高齢化が進行するなど、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきております。また、国と地方との関係も見直され、地域主権改革が進展する中、新たな地方自治を確立する動きも見られるところでございます。

全国的に見ましても、地域協働型のまちづくりの仕組みとして、小学校区など一定の区域を定めまして、当該区域の住民をはじめ、多様なまちづくりの担い手が、参加、協議、活動するための地域自治組織の整備に取り組む自治体が増えてきております。

本市におきましても、今後、人口減少が進んでいく中で、既に自治会加入率は低下の傾向にございまして、地域住民の連帯意識の希薄化などを危惧しているところでございます。このため、地域住民同士がつながりを持って、地域が一体となって地域の課題解決に主体的に取り組めるように、新たな地域コミュニティ組織が必要となってきたと考えているところでございます。

この新たな地域コミュニティ組織の構築につきましては、市内の各種団体の代表者で構成されます「防府市地域コミュニティ検討協議会」を設置しまして、検討・協議をいただいております。これを受けて、現在、市内各15地区に新たな地域コミュニティ組織の構築についての基本的な考え方を説明申し上げ、御意見をいただいているところでございます。

地域コミュニティとは、一定の地域性、協働性、信頼感等によりまして、地域住民相互の交流が行われている地域社会のことを言うものでございます。地域は、地域住民個人とその地域住民による自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの各種団体のほか、地域によってはNPOや企業などで構成されているものでございます。これらの地域づくり、まちづくりを進めるに当たりましては、地域に暮らす住民の皆様が行政とともに地域の課題を把握しその解決に取り組んでいくことが、今まで以上に重要となってまいります。地

域には、地域ごとにそれぞれ課題がございますが、地域が一致協力して防犯、防災、環境保全、高齢者福祉などの地域課題に新たな地域コミュニティ組織で取り組んでいただき、暮らしやすい地域づくりを目指していただきたいと思います。

さて、本市の自治会加入状況の推移はどうか。また、地域活動状況はどうかのお尋ねでございましたが、自治会加入率につきましては、2005年と2008年に防府市自治会連合会が行った調査結果によりますと、加入率が83.5%から82.3%へ、1.2%ほど低下しております。非加入世帯は増加傾向にございます。また、地域活動状況につきましては、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体がそれぞれ活動しておられますが、自主防災組織の設置や清掃作業、また、伝統文化の継承に至るまで、多岐にわたって、年間を通して活発に活動しておられるところもある中で、地域によっては、人口減少や高齢化によって、やむなく活動の縮小をせざるを得なくなっているところもございます。

次に、自治会や団体への補助金から地域コミュニティ組織への交付金制度になった場合、どう変わるかのお尋ねでございましたが、現在の各団体への補助金等は個別の団体の活動に対して交付しているものでございますが、一括交付金制度の場合は、例えば地域特性に応じた課題に重点的にこの交付金を充てることができ、課題解決に取り組むことが可能になるなど、地域が一体となって、地域の個性を生かした地域づくりが行えるようになり、使い勝手のよいものになるのではないかと考えております。

また、この交付金制度につきましては、交付金の使途を地域住民みずからが参画して具体的な検討を行うことによって、自分の住んでいる地域の運営に関心を持っていただき、より多くの地域住民が地域活動に参加することができるようになると考えております。

一方で、新たな地域コミュニティ組織の構築の実現に向けては、課題もたくさんございます。これまで、地域での説明会において、あるいは市民の皆様から「偏った地域づくりにならないか心配である」とか、「新たな地域コミュニティ組織内で予算を割り振ることは難しいのではないか」とか、「一括交付金等の管理が適正に行われるのであろうか」というような御意見もいただいております。今後、新たな地域コミュニティ組織を構築するに当たりましては、これらを解決することが必要であると考えております。

次に、昨年、先進地として研修視察した安芸高田市の内容はどうであったかのお尋ねでございましたが、市が設置した「防府市地域コミュニティ検討協議会」で、先進地として安芸高田市の川根地域の「川根振興協議会」を視察いたしました。川根地域は中山間に位置する人口約600人の地域でございまして、地域づくりのために設置された「川根振興協議会」なるものは、1972年に設置され、40年の歴史と実績がございます。

「川根振興協議会」は、公の施設でございますコミュニティ施設、「エコミュージアム川根」の指定管理者として、その管理運営を行っております、コミュニティビジネスとして、食料品店やガソリンスタンドを経営されるなど、多岐にわたって活動しておられます。

この川根地域では、過疎化、高齢化といった深刻な地域課題を抱えておりました、将来への危機感から、「自分らにできることは自分らの手で」と、安心して住める地域づくりを目指し、ひとり暮らしの高齢者の訪問活動を実施するなど、地域が一体となって取り組んでおられました、本市における地域づくりに大変参考になると考えております。

次に、将来的に、自治会、各種団体は統合する方向と考えてよいかとお尋ねでしたが、新たな地域コミュニティ組織構築後におきましては、現在の自治会をはじめとする各種団体は、新たな地域コミュニティ組織を構成する団体となるわけでございますが、そこに統合されるものではなく、これまで同様、各種団体は新たな地域コミュニティ組織を構成する団体として、引き続き自主的な活動をしていただくものと考えております。

最後に、地域コミュニティ全体のコントロールセンターが必要ではないかとお尋ねでしたが、新たな地域コミュニティ組織の構築が行われた場合、市全体としての連合組織は必要になってくるものと考えております。例えば、現在の市社会福祉協議会や市自治会連合会のような、市全体を包括したものも考えられますが、これにつきましては、今後、地域の皆様に御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 御丁寧に説明いただきました。ありがとうございます。

本市の自治会加入率の推移も、調査のあった年を見ますと、低下をしているようです。これは、どこの市においても同じような傾向があらわれてるのではないかと思います。言われましたように、人口減少あるいは高齢化に伴うものであるということは認識しております。

県内他市の状況といたしまして、今の自治会も含めまして、地域コミュニティ組織全体の構築状況についてお尋ねいたします。県内他市では、どのような状況であることをつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、現在、こういったコミュニティ組織を構築されている自治体といたしましては、山口市と宇部市にあります。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 状況は、どのように聞いていらっしゃいますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 両市におきましては、一括交付金制度も導入されておるわけでございます。そうした中で、担当者同士の話にはなりますけれども、こういったコミュニティ組織の構築によりまして、地域ごとの連絡と申しますか、そういったものが密になっているとか、あるいは住民の、自分たちの地域は自分たちがつくっていくんだという意識が高まってきているといったような状況であるということをお聞きしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 今の2市以外でも、やっぱりこういった地域コミュニティ、新たな地域コミュニティ組織をつくっていくという方向であるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 県内では、今、防府市で取り組んでいる以外はお聞きしてないところでございます。県外では、いろんなところで取り組まれているところも、実情もございませう。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 交付金制度でございますが、市長からも御説明ありましたとおり、いろいろ使い勝手もよくなると、地域の実情に合わせたものに使えるということでありました。基本方針には、地域住民に使い勝手のよい交付金制度がふさわしいというふうに書いてありまして、この配分については均等割あるいは人口割、または世帯割を検討するというふうにしております。

一括交付金と申しますと、こういった配分方法にいたしますと、その金額も増額、大きい金になるわけでありませう。先ほど、市長が地域への各団体への説明会の中で出てきたというような意見の中にもありましたけれども、こういった大金になった場合、お金の管理の方法、監査について考えていかないと申せませうし、これはまだ、もちろん今、検討されている段階ではありますけれども、こういったのが、やっぱり、一番、現在の組織においては関心を持たれることではないかと思っておりますので、この辺について、どういうふうを考えているかをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員おっしゃるとおりでございますが、これまでは各団体がそれぞれ補助金を受けておりましたので、それが一括されますとかなりの大きい額になるのではないかと思います。

そうした中で、メリットといたしましては、一括交付金制度にすることによりまして、より、その地域の予算の流れといったものが透明化される。そして、地域の皆様方の総意のもとにその予算の配分ができて、より主体的な使い道による配分ができるのではないかと。こういったところがメリットといたしますか、そういったことと考えております。

が、しかしながら、一方で、先ほど市長も答弁いたしましたように、大金を扱うということになりますと、万が一の不祥事、こういったことも当然考えておかななくてはなりません。そうした中で、今後、しっかりとした予算の運営、管理、こういったところ、あるいは今御指摘のありました監査の形態、こういったところもしっかりと確立していただく必要がございますので、そういった面につきましては、行政のほうの支援といたしますか、サポートをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） ぜひとも、その辺のところの検討は細かくやっていただきたいなと思います。

先進地の研修として、安芸高田市の内容については、非常に古くからやってる組織でありまして、さまざまなことが参考になったという御答弁でありました。また、ここだけに限らずこういった先進地の事例というのは、いろいろ検証して、採用できるものは採用していただきたい、いいものは採用していただきたいというふうに思っております。

現在の自治会にあります各種団体は統合するののかという質問に対しまして、現自治会は、新しい地域コミュニティ組織を構成するものであって、統合されるものではないという市長の御答弁がありました。地域コミュニティ推進協議会には、部会制を導入し既存の組織を統合することも検討するというふうに書いてありますので、その部分部分によってはその必要性も出てくるだろうと思います。

現在、自治会組織の役員というのは、現状を見ても重複し、そして輪番制とかあるいは高齢化が見られるというのが課題であります。この基本方針の中でも、そういった人材を育成するための制度や支援する仕組みがほとんどないというふうに述べております。こういった制度づくり、必要ではないかと考えるわけでありましてけれども、こういった役員の育成、人材づくり、あるいは支援する仕組み、こういった制度づくり、必要ではないかと考えますが、この辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 地域、市の中で高齢化が進んでいるわけがございます。そうした中で、人材の育成、これが喫緊の課題であろうと、私も思います。また、役員の重複といたしますか、そういった課題もありますが、こちらのほうは、先ほど市長も答弁いた

しましたように、今までの各団体を包括するような形の中で、まずは運営していただきたいと思っておりますので、重複はやむを得ないのではないかなと思っております。

そして、また、高齢化に対する対策でございますが、今後、御存じのように防府市でも人口はもう減っていく状況でございます。そうした中で、今後10年をにらんだときに、約5,000人ぐらいの人口が減る予定でございます。そして、その一方で、今、団塊の世代と言われる方々、これはまだ元気で活動していただける状況化にもあろうかと思えます。そうした団塊世代の皆様方のお力もおかりしながら、この地域コミュニティ組織を今の段階から、みんなで作っていく、取り組みを進めていくことで、人材育成につなげていきたいと思っております。

そうした中で、当然、行政の役割というものも大変重要だと考えておりますので、そういった制度に向けても、制度づくりといいますか、研修会とか、そういった行政でできる役割については、しっかりと果たしていきたいと、このように考えております。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

各団体への15地域における説明会もやっておるといふようなお話でございました。15地域に対する基本方針の説明会の進捗は、現在、どの程度進んでいるのか。また、先ほど市長からもありましたように、その質問の中には、偏った地域にならないかとか、先ほどのお金の管理の問題とかあると言われましたけれども、そのほか、こういった説明会でよくある質問、今まで出た質問について、若干お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 6月からこの15地域の説明会に入りまして、8月末まで15地域中11地域に説明会を開催をしたところでございます。そうした中で、御質問、あるいは御意見等をたくさんいただきました。

その中で、主だったものといましては、まず、既存の組織がある中で、新たな地域コミュニティ組織を構築するという事は、屋上屋になるのではないかといたした御意見、御質問になるんでしょうか、そういったところ。

また、この新たな地域コミュニティ組織につきましては、標準的な体系を示してございまして、その中に部会を設けていただくという形をとっております。その部会の例といたしまして、防犯とか防災部会、あるいは健康福祉部会、あるいは環境部会といった標準的な部会をお示ししているわけでございますが、これらの部会については、すべて市内共通でやらなくてはならないのかといった問題。

また、一括交付金制度については、今後まだ詰めてまいりますという説明の中でのこと

でございますけれども、これまでの補助金が削減される目的で一括交付金制度を考えているのではないかといったようなこと。それから、この新たな地域コミュニティ組織の構築というのは、市側の強制なのかといったような御質問もあったわけでございます。

そうした中で、最初の屋上屋をつくることにはならないかということにつきましては、先ほども申しましたが、これは既存の各種団体の皆様を包括するような形で組織体系をつくっていただくことをお願いしているというような御説明。

また、それから2番目に申しましたが、部会制につきましては、いろんな地域では、今、まちづくり推進協議会とか、それぞれの名目のもとに、各自治会が独自に取り組んでいらっしゃる地域づくりがございますので、そういった中にもそれぞれいろんな部会を設けていらっしゃいます。総務とか企画とか、いろんな部会があるわけございまして、そういった部会を発展させる形で使われたらどうかといったような御回答をしました。

また、補助金につきましては、先ほども、もう説明いたしました、一括交付金にすることで地域が主体的に使っていただけるようないきめのいく制度にしたいんだというようなことを申し上げたところでございます。

また、この新たな地域コミュニティ組織の構築につきましては、市の強制ではございません。あくまでも地域の皆様が御協議の上、総意として進めていっていただきたいという旨の回答をしたところでございます。

そのほか、要望事項といたしましたは、今後、新たな地域コミュニティ組織を構築するに当たりましては、事務局的なものもつくっていく中で、現在の公民館ではとても狭いというようなことの中で、公民館の増築あるいは改築も含めた要望等もございました。

また、一部ではございますけれども、現存の自治会組織と申しますか、そういった現状の組織で支障はないといったような御意見もいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、15地域、まだ4地域、残っております。今後、全部を回りまして、御意見を集約して、市が設置しております新たな地域コミュニティ組織検討協議会、こういったところで協議を進めて、よりよい、この組織体制に向けて検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 詳しい説明をいただきました。ありがとうございます。

さまざまな意見が出てきているようでありまして、15地域の中で11、済んでるということで、まだ、今から行うところもあるようでございますが、しっかり市民の意見を取り上げて、聞いて、問題点を検討していただきたいというふうに思います。

今、総務部長の答弁の中にもありましたけれども、拠点を公民館に置くことでいろいろ

問題も出てくると。これは、拠点を現在の公民館に置けば、駐車場が手狭であると、あるいは会場の予約がとりにくいなど課題があると。コミュニティセンターへ移行し、コントロールセンター的なものをつくって指定管理者制度に移行することも視野に入れ検討するというふうに基本方針には述べておりますけれども。

この点、先進地の事例、指定管理者も含めまして、先進地の事例は、このコントロールセンターに関して、どのような状況になっているか、把握していらっしゃるものがあつたら、お答えを願います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 冒頭で御説明いたしました山口市と宇部市につきましては、指定管理者制度はとっていらっしゃいません。それから、指定管理者制度に移行している市といたしまして、私たちもちょっと勉強させていただいたところでは、香川県の高松市、それから北九州の宗像市、こういったところで導入されているようでございます。

それから、コントロールセンターといいますか、連合体という意味でよろしいのでしょうか。そういった形で、自治会連合会のような地域全体を統括するような連絡会議、こういったところを設けていらっしゃるの、今、私が聞いておりますところでは、宇部市さんがコミュニティ推進地区連絡協議会、こういったものをつくっていらっしゃるようでございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） この基本方針の中では、平成24年度以降の早い段階で地域コミュニティ推進協議会を設置するというふうにしております。今から地域の方々に納得していただけるよう説明会にはさらに力を入れていただきたいと思います。以上、要望をしておきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、4番、山根議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

次は、9番、高砂議員。

〔9番 高砂 朋子君 登壇〕



○9番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。通告に従いまして質問をいたします。どうかよろしく願いをいたします。

まず、発達支援対策の充実について、大きく3点、質問をいたします。

昨年12月、改正障害者自立支援法が成立いたしました。改正された点の一つは、障がい者の範囲を見直し、福祉サービスの対象に、自閉症、注意欠陥多動性障がい、学習障がい、アスペルガー症候群などの発達障がいを明確に位置づけたことです。

そして、山口県特別支援教育ビジョン実行計画第2期が本年1月に発表され、推進期であった第1期の成果と課題を踏まえ、今後5年間の第2期は充実・発展期にするとしています。

いかなる障がいがあっても、その一人ひとりを大切にする教育をどう実践していくか。特別支援教育の充実への取り組みがさらに重要になってきたわけでございます。中でも、法的な支援対象から外れておりました発達障がいに関しては、見過ごされたり、保護者の理解が十分でなく、支援がおくれるなどの問題が生じていました。今後は、さらにここに光を当て、明確な支援を打ち出していく必要があります。そこで伺います。

1点目、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用による長期的な支援体制の充実についてお伺いいたします。幼児期において早期に把握し、その後の支援につなげていく取り組みは、我が市においても保健センター、子育て支援課、教育委員会等の連携により、きめ細やかにされておりますが、さらにその支援が長期にわたって円滑に引き継がれるために、またあらゆる機関の連携を密にするためのツールとして、個別の支援計画表の作成が必要になってきます。現在の取り組み状況を伺います。

2点目、発達障がいという言葉は、最近になってあらゆるところで目にし、耳にするようになってまいりました。しかしながら、まだまだ理解は進んでおりません。小さいころから発達障がいとわかり、支援が受けられていても、学校卒業後のことが不安であるといった声であるとか、知的能力には問題がないために発達障がいとわからず卒業し、社会に出たとき、コミュニケーションがとれなかったり、あらゆることに順応できずに悩んでいる人も増えております。

発達障がいではないかと悩んでも、どこに相談に行ったらよいかわからずというケースが、今後、増えていくのではと予測されております。現在、成人の発達障がいの方に対して、どのように対応しておられるか、現状もあわせてお伺いいたします。

3点目、発達支援センターの設置についてお伺いいたします。先月、愛媛県四国中央市の発達支援センターを視察してまいりました。人口9万3,000人の市でございます。5年前に、市役所に隣接している商工会議所の1階を改築され、県教育委員会を退職され

た方を所長に迎えられ、開所されております。幼児から園児期、小・中学校の就学期、高校、その後の成人期まで、ライフステージに応じて、保護者と保健、福祉、教育の各部署、医師会、ハローワーク等、各機関の連携のもとで支援をされています。実際、相談受け付けをされておりますのは、3歳から32歳までの幅広い年齢層に及びます。その中から、保護者の了解を得た上で、必要とされる方の個別支援計画を作成、現在、約350名とのことでございました。これをもとに、保護者同席のもとで関係機関、部署で年2回の支援会議を開催しながら、療育、支援を進めていくという取り組みでございました。我が市においても、各部署、各機関の連携の中核を担い、相談、訪問体制の充実を図るとともに、長期にわたっての支援が可能となるようなセンターが必要ではないでしょうか。市当局のお考えを伺います。

最初の質問は、これで終わります。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用による長期的な支援体制の充実についての御質問でございますが、初めに、個別の教育支援計画と個別の指導計画について、簡単に御説明申し上げます。

「個別の教育支援計画」とは、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的視点で、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、教育的支援を行うために作成する計画でございます。また、「個別の指導計画」とは、個々の児童・生徒の支援の方向性を踏まえて作成される各教科の指導内容、方法、配慮事項等を具体的に示した計画でございます。

両計画は、障害の状態に応じた指導内容や指導方法を計画的、組織的に行うことを目的としておりまして、山口県特別支援教育ビジョンの重点施策となっておりますのは、議員御指摘のとおりでございます。

そこで、本市の現在の取り組み状況でございますが、乳幼児期につきましては、相談、支援を行う上で、県、医療機関及び保育所等の関係機関と綿密な支援会議を行う際には、それぞれの機関が所有しております相談記録票や健康診査情報及び保育記録などをお子さんの御家族に了解を得た上で、情報共有いたしまして、「個別支援計画」を策定し、対応しているところでございます。

また、幼稚園、保育所と小学校との情報共有につきましては、子どもの生活や発達の連続性を踏まえまして、就学前に幼稚園の指導要録や保育所の保育要録を小学校へ送付するなど、連携を図っているところでございます。

次に、学齢期についてでございますが、市内の小・中学校では、特別支援学級在籍児童・生徒及び通級指導教室に通級している児童・生徒につきましては、必ず両計画を作成し、支援を行っております。また、通常の学級に在籍されている支援を必要とする発達障害の児童・生徒などにも、指導の工夫、改善、支援の継続性を考慮しまして、両計画を作成するよう、各学校に指導しているところでございます。なお、両計画は、学年が変更した場合には、新担任に引き継がれ、スムーズに継続支援できるようにしております。しかしながら、「個別の指導計画」につきましては、学校の判断で作成することが可能であるため作成率が進んでいるのに対し、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、保護者の方の同意が必要となりますので、児童・生徒すべての作成には至っておりません。

次に、学校卒業後につきましては、高校卒業時に、主に総合支援学校の生徒について、市高齢障害課、学校、相談支援事業所を基本メンバーとする個別進路相談会を開催いたしまして、本人、家族の意向を踏まえ、障害者福祉サービスの利用や、就労等の相談に応じております。

以上、御説明申し上げましたが、現状では、統一した支援計画表は用いておりませんが、各部署、各関係機関ができるだけ連携し、支援しているところでございます。

続きまして、2点目の成人発達障がいの方の対応についての御質問にお答えいたします。

発達障害という言葉は、近年一般の人々にも広く知られるようになってまいりましたが、国においては、平成16年には発達障害者支援法を制定しまして、早期発見と支援を行政の責務と定めているところでございます。しかしながら、言葉や知能のおくれなど、容易に気づかれる障害ではなく、社会人となってから、職場での仕事、コミュニケーションにおける不適応として障害があらわれる場合がございます。それが今日では成人の発達障害ととらえられるようになってきております。

市の対応といたしましては、高齢障害課の保健師による相談のほか、平成18年度から障害者自立支援法に基づきまして、防府市社会福祉事業団の防府市障害者生活支援センターと社会福祉法人蓬萊会のクローバーセンター相談支援部に相談業務を委託しまして、専門の相談機関として、相談支援専門員が、障害の種類を問わず、障害者やその家族からの相談に応じているところでございます。

相談支援専門員からは、最近、障害名がはっきりしない相談事例が増えているとの報告も受けておりまして、この中に発達障害の事例も含まれているのではないかと推察されるところでございます。

国においては、平成22年度の障害者自立支援法などの一部改正で、発達障害が法の対象となる障害であることを明記して、法に基づく障害者福祉サービスを受けることができ

るよう配慮されたところがございますので、成人の発達障害者につきましては、法による就労支援や生活訓練のサービス利用が考えられるところがございます。今後、相談業務を通じて、サービス利用が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

最後に、発達障害者支援センターの設置についての御質問にお答えいたします。

発達障害者支援センターは、発達障害の早期発見、早期支援などに資するよう専門職を配置し、幅広く相談に応じる機関でございます。発達障害者支援法におきましては、主には県及び県が指定した社会福祉法人等が開設できるものとなっておりますが、今後、身近に利用できる一貫した相談支援が求められることは、十分に考えられるところがございます。議員、御提案の市独自のセンター設置につきましては、関係する部署や実施機関、団体も多岐にわたりますことから、まずは、それぞれのより緊密な連携体制を整えて、一貫した支援に対する相互の理解を図っていくことが肝要かと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 「個別支援計画」のことについて御答弁をいただきましたことに、再質問をいたします。

統一した支援計画表は用いておられないという御説明でございました。しかしながら、各幼稚園また小学校、中学校、それぞれにおいては、綿密な連携のもとで療育支援が行われていることには心から感謝を申し上げます。

先ほど説明をいたしましたように、発達障がいには、早期に認識し、早期に支援を始め、長期的に見守っていくことが大変重要になってまいります。そんな中で、先ほど御説明がありましたように、統一したものがないということでございます。幼稚園はこの書類、保育園はこれ、幼稚園、保育園から小学校へはこの書類で、小学校から中学校へ変わるときはこの書類、その後はこれ。内部的にはこの書類で、保護者の方にはこれ、というような煩雑なツールになっているのではないかと感じております。3歳児健診のときに発達障がいではないかとわかったときから高校卒業後も使えるように、この計画表が一本化されることが大変必要なことではないか、そのように思っているわけでございます。

先ほど御紹介いたしました四国中央市は、協議に協議を重ねて、3歳から18歳以降も通して使える個別支援計画シートを作成されております。

様式としては、1、個人記録シート、これには家族状況、成育歴、療育相談歴、福祉サービスの利用状況、家庭生活の状況が書かれます。

2番目としては、支援目標シート、年間を通して保護者、本人、担任が目標を記入して

まいります。

3としては、関係の機関シートでございますが、医療とか保健、教育、労働に関する部門の具体的な支援先が記入されます。

4としては、引き継ぎシート、これは学年ごと、引き継ぎたいことを記入してまいります。これがワンセットになっているわけでございます。貴重な個人情報ですので、保管は市の発達支援センターで取り扱いをされております。十分に注意されているということは言うまでもありません。

改めてお伺いいたしますが、こういった状況の中で、統一した支援計画表が必要になってくるのではないかと考えております。今後の綿密な連携の上では先ほども御答弁がありましたけれども、この統一されたシート、お考えいただくということに関して、もう一回お尋ねをしたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

---

午後1時18分 開議

○副議長（松村 学君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 失礼しました。今おっしゃいました統一したシート、検討したいと思っております。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） しっかり研究をしていただいて、よりよい形になるように、実りある形にさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それから、私は、乳幼児期、早期に療育支援につなげることが一番大切ということで、以前の一般質問で、3歳児健診の重要性と5歳児健診を提案をさせていただきました。現在の就学前の健診では十分な体制が間に合わないことを御指摘申し上げたわけでございます。就学1年前まで、5歳の時点で子どもさんの状況を把握することの重要性は変わっておりませんが、健診となりますと、対象者は、市内全5歳児で約1,000人となり、その中から発達障がいのあるお子さんを見つけるというシステムになります。

そういったことよりも、5歳児を対象にして、不安を抱え、悩んでおられる保護者の方の相談会のほうが参加しやすいと思っておりますし、保育園や幼稚園も相談を進めやすいのではないか、そのように考え直したところでございます。この5歳児を対象にした相談会の件を御提案させていただきたいと思っておりますけれども、この件に関してのお考えをお聞かせく

ださい。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 議員さん御存じのように、現在は就学までの健診としては1歳6カ月健診、3歳児の健診を行っております、その中で発達の気になるお子さんについて、臨床心理士による心理相談会や小児科医、心理判定員、言葉の相談員などの専門家による療育相談会などを相談の場と通じて個別に対応しているところでございます。

議員、御提案の5歳児の発達相談会についてでございますが、5歳児は就学を迎える上で大変重要な時期であることは十分認識しておりますので、現在、県、医師会、庁内の関係課と連携を図りながら、前向きに検討しているところでございます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 就学前の1年間というのが大変重要な時期になってくるわけでございます。1年間の間に子どもさんたちの状況をしっかり把握して、就学してからの支援につなげる、そういう意味で、お母さん方の不安も解消されますし、子どもたちも安心して小学校に通うことができる。こういった意味で5歳児の相談会ということを提案させていただいたわけですが、御答弁の中で、前向きに検討していきたいということでございます。ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、成人の発達障がいの方の対応について質問をいたします。

先ほど、市長からの御答弁の中に、高齢障害課の保健師のほか、障害者生活支援センターであるとか、クローバーセンターのほうで対応させていただくというような御説明をいただきました。御答弁の中にもありましたように、障がい名がはっきりしない相談事例が増加しているのは全国的な傾向でございます。発達障がいも含まれているのではないかと推測をしているということでございました。

自立支援法の改正によりまして、法のもとでの発達障がいの方のサービス利用ができるようになるわけでございます。ただ、手帳の発行とか、認定といった形になりにくい障がいがございますので、相談受付の体制は大変重要になってくると思います。発達障がい起因となり、その後なかなか解決しなくて、うつや引きこもりになるという、2次障がいの可能性もあるわけでございます。また、御家族の御心痛も本当に思い量られるものがございます。

そこで、質問いたしますけれども、現在、成人の発達障害の御相談が、実際に防府市内においてもあるのかどうか。また、ありましたら、どのように対応していらっしゃるか。その点をお聞かせください。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

平成22年度に市内の相談支援事業所で受けた相談の件数283件のうち、発達障害の確定診断のある成人の相談は16件となっています。また、そのほか障害分類上でその他に計上されている件数が22件ございますが、この中にもいわゆる成人の発達障害によるものが何件か含まれているとは思われます。相談者の多くは、家族または家族と本人でございまして、相談内容としては、就労の問題が中心であり、あわせて人間関係の悩みとなっているようです。

対応といたしましては、山口・防府圏域の障害者就業生活支援センターや県の発達障害者支援センターと連携をとりつつ、就労等に向けた支援を行っております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 市内におきましても、22年、16件プラスアルファという御紹介でございました。やはり成人をしていらっしゃるわけでございますので、就労の問題が大変大きな悩みになってくるのではないかと思います。就労の問題が大きいというような御答弁でございました。就労等の支援を行っているという御答弁でもございましたけれども、具体的に何か支援のことについて、具体的に何か御提案されていること、相談に来られた方々に御提案されていることがありましたら、御紹介していただけますでしょうか。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 私どものところに来られましても、直接はそういうことを存じませんので、先ほど申しましたように、障害者の就業生活支援センターまた県の発達障害者支援センター等々と御相談なさるよう指導するというか、お勧めすることぐらいしか、私どもとしては、今、できないという状況でございます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 今の御説明では、御相談された方が、じゃあそこへ行ってみようかとは、なかなかすぐならないのではないかと感じておるところでございます。

防府市には、ルルサスの、道路を挟んだ前にほうふ若者サポートステーションというのがございます。防府市広報でも啓発のための記事が載ったこともございますし、いろいろなツールを使って、今、御活躍の団体がございます。適応能力を見たり、また職場体験をお勧めしたりして、御相談者の約75%が就労に結びついてる。これは、最近、我が家にも届きましたサポートステーションからのチラシで知ったわけなんですけれども、そのようなことが書いてございました。こういった身近なところに、ほうふ若者サポートステーションというものがございますので、しっかり御活用いただいて、お勧めいただくのも一

つの手ではないかと思っております。

ベテランのキャリアカウンセラーの先生もいらっしゃいますし、プロの専門スタッフが構えておるようでございます。私も何度か足を運びまして、いろいろな御相談事例、持って行ったことがあるわけですが、この若者サポートステーションの存在も防府市にとっては大きな存在ではないかと思っております。

最近の、そのチラシの中には、市内3公民館でしたか、大道も入っておりましたけれども、出向かれて、いろいろな相談を受け付けますというチラシを配っておられるようでございます。そういったことも、市のほうからも発信をしていただく必要があるのではないかと、このように感じておるわけでございます。どうかよろしく願いをいたします。

それから、発達支援センターの設置でございますが、発達障害者支援法で、「県もしくは県が指定した社会福祉法人が開設できるとある」、こういったくくりもでございます。ただ、四国中央市が発達支援センターとして開所されてるということに関しては、ほんとに前向きな取り組みだなということを感じて帰ってきたわけでございます。

先ほど市長の御答弁にもありましたように、「今後、身近に利用できる一貫した相談支援の重要性がある」ということはおっしゃっていただきました。各関係機関の連携が必要になるわけでございますけれども、庁内はもちろんでございますが、就労支援のために、先ほど申し上げたサポステ、そういったところであるとか、またハローワーク等との連携、また発達障害の認定には医師会の御協力も必要かと思っております。こういった幅広い連携が必要になってくるのではないかとこのように考えております。各方面の綿密な連携のもとで支援ができるような体制をとっていただきたい、これは、要望しておきます。

私は、発達支援センターということも申し上げても、大きな箱物としてセンターをつくってくださいと申し上げているわけではございません。四国中央市のセンターは商工会議所を間借りしたような形で、ほんとに狭いスペースにございました。しかしながら、受け入れの窓口を一本化し、専門職の方が対応され、あらゆる連携をとっていくという中枢の役割をしっかりと担っておられました。市民の皆様どうぞ相談にいらしてくださいと、そういったお気持ちでのところだったと感じております。我が防府市にもこのような体制をとっていただけるよう要望いたしまして、この項は終わります。

次の項目に移ります。学校教育の充実について、大きく2点、質問をいたします。

1点目、食育の充実について質問いたします。食育については、食育基本法が施行された平成17年に一般質問で取り上げ、まだまだ一般的には食育に対する認知度は低かった中ではございましたが、子どもたちの欠食、個食、偏食の問題、また栄養教諭の配置、食育の重要性を訴えさせていただきました。そのとき、ベテランの幼児教育の先生の言葉を



紹介をさせていただきました。「子どもたちの成長を願い、心を豊かにするため底辺となるのは、命と心をはぐくむ食育である。周りの人に感謝し、自然に感謝し、何よりも食物のもとにはすべてに命があった、その命に感謝できるのが食育です」、こういった言葉を紹介をさせていただきました。この6年間、食育の重要性は多くの人に認知されてきました。今後は、この重要性を具現化し、新しい取り組みが必要な時期に入ったのではないかと感じ、今回取り上げをさせていただいたわけでございます。

1点目でございます。平成21年3月、策定された防府市食育推進計画はちょうど中間地点ですが、学校におけるこれまでの取り組みの成果や策定後の新たな取り組みがあれば、また、今後の課題についてもお伺いいたします。

2点目、食育を通して子どもの心をはぐくむことの重要性についてお伺いいたします。「第四次防府市総合計画防府まちづくりプラン2020」の学校教育の充実の項には、心の教育の充実がうたわれております。学校給食を生きた教材として活用し、栄養指導やマナーだけでなく、命をいただくことの意味、食材の生産者や給食に携わっておられる方々への感謝の気持ちなど、認識し合い、心をはぐくんでいくことが、さらに重要になってくるのではないかと考えます。この点について、市教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。

3点目でございます。「お弁当の日」という取り組みについてお伺いいたします。防府市食育推進計画の今後の取り組みの一つとして、「食生活は家庭から始まります。家族との食事により食の楽しさを学び、基本的な食習慣が身につけられるよう、行政、学校、地域等々と連携し、家族の食意識の向上に努めます」とあります。学校給食を通しまして、食意識の向上の啓発をどのようにしていくか、大変重要なテーマだと思います。学校行事として取り組むことで、子どもたちが変わり、家庭が変わっていくという点で、大きな反響を呼び、全国45都道府県708校に広がっている「お弁当の日」の実践について、ここで御紹介いたします。残念ながら、山口県内での実践校はございません。

2001年、当時、香川県綾川町立滝宮小学校校長先生でいらっしゃった竹下和男先生が始められた取り組みです。先月、岐阜県で行われた竹下先生のシンポジウムに参加してまいりました。給食の日とは別に、平均5回をめぐりに「お弁当の日」を設定し、児童・生徒が親の手を借りず、献立から買い出し、調理、片づけまで1人で頑張ってみようという取り組みです。つくったお弁当に点数をつけたり、1人がつくったかをチェックすることはいたしません。自主性に任せます。食の大切さや、日ごろ食事をつくってくれる人や生産者などへの感謝の気持ち、食事をつくって食べるという基本、生きる力など、実践を通して学ぶことができます。ひとり暮らしをしている大学生の食事の調査をされているわけ

ですが、おなかですげばおやつやコンビニのお弁当などで済ませる学生の割合が大変大きく、自分で食材を選び、調理することができない大人が、これから先、どんどん増えていくのではないかと心配しておられました。「お弁当の日」の経験者は、大人になってもその経験が生かされ、親となっても、愛情のこもった手づくりの料理が自然とできるという、大きな成果も生まれています。

現在は、食生活においても大変便利で、手をかけずとも何でもすぐそろえる時代です。そんな時代にあって、「愛情のこもった食卓の豊かさが子どもたちの心をはぐくんでいる」と断言されたわけですが、この言葉に私も突き動かされた気がいたしました。そこで、御所見を伺います。

2点目でございます。性教育の充実について、質問をいたします。性教育の問題は、これまでこのような公の場でほとんど取り上げられることはありませんでした。大事なことであっても、どこかふたをしておきたい項目だったかもしれません。しかしながら、大人の私たちがふたをして、見ぬふりをしている間に、青少年の間には援助交際、性交経験の低年齢化、望まない妊娠、人口妊娠中絶、H I Vや性感染症の発症、そして性犯罪に至るまであらゆる性の問題があふれてきております。時代の大きな変化の中で、順応し切れなかったことの中に性教育も入っているのではないのでしょうか。今、私たち大人にできることを最大限に取り組んでいかななくてはと強く感じているところでございます。

それでは、性教育は生教育、生きるための教育という点から、2点、質問いたします。

1点目でございます。若い女性の中に急増し、年間2,500名もの方が亡くなっている子宮頸がんに対し、救える命を救っていこうということで、我が公明党は有効とされる予防ワクチンの承認、接種料金の公費助成、検診無料クーポン券配布等の事業を提案し、推進してまいりました。検診率は向上し、予防ワクチン接種に関しては、全国的に申し込みが殺到し一時供給不足となりましたが、現在は供給量が確保され、再開されております。

予防ワクチン接種が中学1年生から高校1年生の女子となっていることから、御家庭でも話題に上ったように聞いております。そこで、子宮頸がんワクチン無料接種開始に伴い、それらに関する正しい知識を伝える必要があると思っておりますが、その対応についてお伺いいたします。

2点目でございます。前段申し上げましたように、あらゆる性の問題があふれ、性に関する情報がはん濫する中、どのような教育を行っていくか、大変重要になってまいります。大変デリケートな問題でございますが、避けて通れない現実があります。集団指導にも限界があるのではと言われており、カフェ形式、小グループで、もしくは個別にという形態も模索されているようでございます。防府市内において、教育の現場での性教育、現状と

課題についてお伺いいたします。

最初の質問は、これで終わります。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校教育の充実についての1点目でございます。食育の充実についての御質問にお答えをいたします。

まず、「防府市食育推進計画」による学校での食育の取り組みの成果と今後の課題についての御質問にお答えいたします。

各学校では、「防府市食育推進計画」の基本方針に基づき、「学校における子どもの指導体制・指導内容の充実」、「子どもを中心とした農林漁業の体験活動の充実」、「学校給食の充実」の3点について、重点的に取り組みを進めております。

具体的に申し上げますと、「学校における子どもの指導体制・指導内容の充実」という点では、学校ごとに食育の年間指導計画を作成いたしまして、食に関する指導を給食時間だけでなく、家庭科や保健体育等で、計画的にまた総合的に推進しております。

また、本市では、栄養教諭が、市内すべての学校を訪問し、食に関する指導を行っておりますが、今年度から栄養教諭が1名増員され、現在、栄養教諭4人体制で食育指導の充実を図ってきております。これらの取り組みの成果といたしましては、児童・生徒は、食の楽しさを味わうとともに、望ましい食習慣の定着が図られてきていると思っております。

次に、「子どもを中心とした農林漁業の体験活動の充実」という点では、農業や漁業に関係する方々の御協力のもと、例えば小野小学校では米づくり、大道小学校では野菜づくりなどの農業体験を、また向島小学校ではアサリの間引きなどの漁業体験を行っております。

その取り組みと成果として、児童・生徒は、勤労生産の喜びを味わうとともに生命尊重の心がはぐくまれてきていると思っております。

3点目の「学校給食の充実」という点では、地産地消を推進し、地元食材の積極的な使用に努めております。また、食物アレルギーを持つ児童・生徒のために、個々に献立内容を考えたり、行事に合わせて特別献立を工夫したりするなどして、給食の充実を図っております。その取り組みの成果といたしましては、児童・生徒は、地域をより身近に感じるとともに、食への関心が徐々に高まってきていると思っております。

食育の推進に当たって、今後の課題は、食育が学校教育だけで推進できる教育ではありませんので、学校と家庭、地域との連携強化が重要であると思っております。したがって、今後も、引き続き各学校での給食だより等による保護者への情報発信や生産者との

交流などを積極的に進めていくことが必要であると考えております。

次に、食育を通して子どもの心をはぐくむことの重要性についての御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、防府市教育委員会といたしましても、食に関する指導を通して、児童・生徒に感謝の心や生命尊重の心をはぐくむことを重視しております。

先ほども御説明いたしましたが、市内の小・中学校では、実際に給食野菜をつくられている農家の方々と交流を図ったり、給食調理員の方々に対して、感謝の気持ちを伝える場を設けたりして、そのような場を通して、食べ物だけでなく、その食べ物を生産する方々や調理する方々への感謝の気持ちや、物を大切にすることを心がけているところでございます。

最後に、「お弁当の日」の実践についての御質問にお答えいたします。

議員から御紹介のありました、児童・生徒が親の手を借りずに自分の弁当をつくるという取り組みは、献立の考案から食材選び、調理、片づけまでを行うものであり、食生活の実践力を養う上で、大変意味のある取り組みであると認識しております。

本市の小・中学校では、「お弁当の日」の取り組みは特に行っておりませんが、実際に自分たちで調理を行う学習は家庭科の年間指導計画に位置づけられておりまして、小学校6年生の家庭科の学習で「1食分の献立づくり」、中学校の家庭科1年生で「お弁当づくり」、2年生になりますと「1日分の献立づくり」、そして3年生では「おやつづくり」という学習で、調理実習を行っております。これらの学習を通して、すべての児童・生徒に対し、健全な食生活の実践力の育成を図っているところでございます。

続きまして、2点目の性教育の充実についての御質問にお答えいたします。

まず、子宮頸がんワクチン無料接種開始に伴いまして、それらに対する正しい知識を伝える必要があるのではないかという御質問ですが、本市では、平成23年1月から子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成が開始されまして、中学校1年生、13歳相当から高校1年生16歳相当の女性が、この無料接種の対象になりました。防府市教育委員会では、女性特有のがんである子宮頸がんのことやワクチンの有効性について掲載されたパンフレットを市内の各中学校に配布いたしまして、この助成制度の周知を図っているところでございます。

この子宮頸がんは、性的接触により感染する病気でありますので、中学校では、保健体育の後天性免疫不全症候群いわゆるエイズと同様、性感染症の予防の学習の中で触れることとなりますが、指導に当たっては、発達の段階を踏まえまして、学校全体の共通理解を図ることが大切だと考えております。

次に、性に関する情報がはん濫する中における性教育の現状と課題についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、性に関する情報がはん濫する中、児童・生徒が、性に関する正しい知識のもと、責任ある行動がとれるような性教育を行うことが重要であります。

市内すべての学校においては、「学校保健計画」を策定しており、その指導計画をもとに保健体育や理科、道徳の時間を使って、男女の人格の尊厳、生命の誕生や性感染症の予防に関する正しい知識、性情報に対する対処法などを発達段階に応じて計画的に指導しております。また、内容によっては、助産師さんなど、専門家を講師として学校に招き、専門的な知識や生命の大切さなどについて御指導いただくなど、保護者の理解を得ながら実施してきております。

今後、性教育をさらに充実させるためには、議員、御指摘のように一斉指導だけでなく、児童・生徒の個に応じて個別に相談できる体制や養護教諭やスクールカウンセラーによる専門的な指導体制を確立することが大切であると考えております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も各学校の食育や性教育の充実に向けた学校の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

最初に、食育の充実について再質問をいたします。

御答弁にありましたように、さまざまな農業体験また漁業体験をされてる御様子を聞かせていただきました。3校御紹介していただきました。小野小学校、米づくり、大道小学校では野菜づくり、また向島でしたか、アサリの間引きの体験等、そういったこともあるというふうに聞かせていただきました。

そこでちょっと質問させていただきますけれども、市内の小学校、ほかの小学校においてもさまざまな取り組みがされているのでしょうか。特筆されているのでしょうか。その辺は、全校的に農業体験、漁業体験をされているのかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○副議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 市内の小学校で16校が何らかの農業体験、先ほど申しましたが、向島1校、漁業体験をしております。農業体験で、先ほどは大道小を申しましたが、華城小学校でもやはり野菜づくり、春菊、キュウリ、コマツナ等、さらには玉祖小学校では米づくり、小野小、牟礼小は、モチ米で、モチ米をつくって、そしてまたもちつき、さ

らには大福もちを保護者あるいは地域の方と一緒に食べる、そうした活動も行っておりますし、今、小学校16校と申しました、中学校では4校、やはり同じような農業体験をしております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） さまざまな地域で御協力を得ながら進んでいることに心から感謝を申し上げます。

現在NHKで、朝でございますけれども、9月末までだったと記憶しておりますが、毎朝放送されている「食べてニッコリふるさと給食」という番組がございます。オープニングは、子どもたちがおいしい、おいしいと笑顔いっぱい給食を食べている様子が流れます。少し御紹介をいたしますと、子どもたちの魚離れ、魚嫌いを改善しようということで2例、御紹介いたします。

宮崎県日南市、魚うどん給食ということで、魚うどんとはトビウオのすり身でつくった麺で、戦後の食糧難時代にこの地方で食べられていた郷土料理でございます。地元漁協婦人会の人を学校に招いて、当時の生活の様子や魚うどんのつくり方を学んだ後、給食でいただきます。

また、福井県小浜市では、ワカメとサバの給食。これは、豊かな海でとれる特産のサバのさばき方をプロの調理人を講師にして学びます。内臓を取り出すときに、悲鳴や歓声が飛び交っておりました。さばいたサバを塩漬けにして保存食にする伝統の技を体験します。この日の給食は、地元漁師さんたちと収穫したワカメとサバの焼き物でございました。

福岡県久留米市善太郎大根給食は、ある学校の栄養教諭が、地元特産物である善太郎大根を子どもたちに食べさせたいと思い、農家に相談、収穫のお手伝いを子どもたちにさせることになりました。その大根を使って農家の人に教えてもらったメニューを給食にさせていただきます。

やはり、先ほど御紹介していただきましたけれども、栄養教諭の存在というのは大変重要だなと思ったわけでございます。今、4名という御説明をいただきましたけれども、今後、拡充されるように要望しておきます。

放送されただの学校を見ましても、私はワクワクいたしました。共通して感じたことは、地域の協力を得て、子どもたちに地元の食材に触れさせる体験、食材の提供者との交流などが生きた教材になり、自然の恵みがあることへの感謝や「いただきます」、「ごちそうさま」の本当の意味を教えられるということでございます。防府市食育推進計画の基本方針の中に、食の体験活動、生産者との交流促進ということで、農林漁業者による食育の推

進や農林漁業の体験活動を挙げておられます。また、食の「安心・安全」と地産地消を推進ということで、給食に地元の食材を積極的に活用するという事も挙げておられます。このすばらしい計画が机上のものとして終わらないように、地元の特徴を生かし、各学校の積極的な発想で、ぜひ具体的に進めていっていただきたいと思います。きっと、このふるさと給食を通して、子どもたちが学ぶことはたくさんあると思います。

昨日の教育長の御答弁に、「地域の方々の人材バンク化とコミュニティスクールの推進」というお話がございました。食育の現場にもこのことが活かされるようお願いをいたします。

それから、調理実習のことについて、御説明も少しございました。時間も迫ってまいりましたので、御紹介だけにしておきます。

県は、今年度、プロの料理人による「まるごと！山口料理教室」 in 家庭科授業ということで、市町の教育委員会に実施校を募集いたしまして、県下7市11の中学校の実施を決めています。残念ながら防府市はございませんでした。第1回目の様子がテレビで紹介されておりましたけれども、魚をさばくなど、未経験なことをプロの料理人から教えてもらう体験に、子どもたちの目も輝いておりました。今後、調理実習の授業では、さまざまな工夫で調理を楽しむことを教えてあげていっていただきたいなということを思っております。

私たちの体は、食べた物でできております。何を選んで食べるかの経験は、将来につながります。そういった意味からも、先ほど御紹介をいたしました「お弁当の日」の実施については、さまざまなハードルがあるかもしれませんが、今の子どもたちにたくさんの奇跡を起こさせる貴重な体験になるのではないかと考えております。まずは、御提案者の竹下先生を、ぜひ防府市にもお呼びいただいて、食育のだいご味を多くの方に知っていただけたらということを御提案をさせていただきます。

それでは、性教育について再質問をさせていただきます。

恐らく中学生の多くは、御家族に経験者がいらっしゃらない限り、子宮頸がんという病気を知らないと思います。御家庭の中での会話は、大変重要になってまいります。保護者への啓発の方法はどのようにしていらっしゃるのでしょうか。また、担当される先生方への研修はどのようにされているのか、お聞かせいただければと思います。

○副議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 保護者への啓発と教員の研修でございますか、2点。

保護者への啓発につきましては、現在、学校が行っております性教育、そうしたものの実施状況、学校日より、さらには学級日より等で保護者のほうへお知らせしておりますし、

また先ほども中で申しましたが、個々に課題を抱えている子どもたちの保護者に対しては、養護教諭なり、あるいはスクールカウンセラーの面談等で、また指導しているところです。

そして、教員の研修につきましては、私ども、県が行います性教育の指導者研修会、さらには個々が、そうした力をつけるためにいろんな研修会へ出るというふうなことをやっていますし、また教員が共通理解をするために校内研修会を設けて、それぞれ共通理解をしながら実施してきております。

ただ、学校が独自でやるということもできませんので、もちろん指導計画に沿ってですが、保護者の理解を得ながらやるようにしております。中には、学校におきましては、性教育の指導をする授業の前をプレ授業としまして、保護者会等で、保護者に知らせながら、理解をしていただきながら授業を実施する、そういうふうなことも行っております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 子宮頸がんワクチンの無料接種に伴う保護者への啓発に関しては、県のほうで聞いてみましたら、中学生を対象にした啓発用のリーフレットがあるというようなことを聞いております。ちょっと現物は入らなかったわけですが。そういったものも活用していただいて、学校、家庭に情報提供していただければと思っております。

それから、昨年8月、日本思春期学会は、「ワクチンで子宮頸がんを予防できるようになったことを知るのは、子どもの権利である。正確な情報を伝えることは社会の義務である」と提言をしております。守れるはずの命を守るという責務を果たすために、予防ワクチン接種の啓発と丁寧な学習の場を御提供いただけるように、よろしく願いをいたします。

今から五、六年前でございますが、我が子が中学生のときの保健体育の試験解答を見てびっくりしたことがございます。「妊娠の仕組みについて答えなさい」という質問で、我が息子は、男女の体の仕組みと性交の記述を、大変学術的にしており、満点をとって帰りました。保護者、また生徒一緒に、青少年期の男女の生理についての講演を学校の体育館で聞いたこともございます。私たちの時代には考えられなかったことでございます。私たちの時代に戻ってほしいということは今申し上げているわけではございませんでして、男子も女子もお互いの体のことは知らなければなりませんし、性教育は私たちの時代のように女子だけの月経教育に偏ることなく、男女ひとしく行われるべきだとは思いますが、大変繊細な時期だけにあって、テーマによっては男女別のほうがよかったり、小グループのほうがよかったりするのではないかというふうに考えております。参加しやすい



カフェ形式というのもとられている、そういった試みもあるようでございます。

性教育は生教育、生きるための大切な教育ということを先ほど申し上げました。人が人を大切に思いやる心をはぐくむ教育でなければと思っております。その点に関して、最後に教育長の御見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員が申されました、性教育は生教育、生きる、命の教育だと私も理解しております。そうしたことから、やはり子どもたちが個々の命の尊厳、さらには性の尊厳、男女の尊厳、そうしたことを大切にしながら、皆さんに御理解いただける、そうした性教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

食育、また性教育の問題を取り上げさせていただきました。心をはぐくむ教育のさらなる充実をお願いをいたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございます。

○副議長（松村 学君） 以上で、9番、高砂議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） 次は、13番、青木議員。

〔13番 青木 明夫君 登壇〕

○13番（青木 明夫君） 会派「絆」の青木でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては、真摯な答弁をよろしくお祈りを申し上げます。

民主党として3人目の総理が誕生いたしました。野田内閣、どじょう内閣の誕生でございます。派手さのない地味な内閣だと感じております。地道に泥臭く諸問題を解決してくるものと信じております。

今回、また台風12号で紀伊半島をはじめ広い地域で豪雨災害がもたらされました。この豪雨災害でお亡くなりになった方々に、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

半年前の東日本大震災、そして今回の、たまたまでございますが、野田政権発足時の豪雨災害、何か、日本列島が、これでもか、これでもかと痛めつけられているように感じております。日本そのものが、大変な試練の時に遭遇しているようにも感じているわけでございます。被災者に寄り添って、一日も早い復興・復旧を心より望んでおります。

それでは、質問させていただきます。最初の大きい項目の1点目、PEN食器、ポリエ

チレンナフタレートの商流についてお伺いをいたします。商流とは、物の流れ、お金の流れと理解をしていただきたいと思います。

中学校給食での食器は強化磁器食器が採用されていますが、小学校給食の食器はPEN食器が採用になりました。去年の6月、9月定例会の一般質問で、田中健次議員から、PEN食器に関し、選定と導入について、そして安全性についての質問がありました。重複するところもありますが、改めてお伺いをいたします。

PEN食器の導入に当たり、今回、華城小学校、中関小学校、向島小学校の3校のPEN食器の発注がございました。入札日は、平成23年、この7月14日でした。合計個数は8,300個、これは、有限会社調理のハラダという業者が落札いたしました。メーカーである三新化学工業株式会社との直接取引がないので、中間商社を通して見積もり、納期等を打ち合わせの上、入札をしたようでございます。その業者が落札をしたわけですが、各小学校への納期が、この8月29日になっておりました。これに十分間に合う予定で中間商社と打ち合わせを進めておりましたが、突然メーカーである三新化学工業株式会社より納期が9月14日、10月11日、10月13日の3回に分けて納品するとの回答があったわけでございます。理由は、受注生産なので、発注より3カ月後の納品になるとのことでした。7月14日の落札日から計算すれば、3カ月後であれば10月13日になりメーカーの言う納品日時と適合するわけですが、その中間商社の話では、在庫の有無は確認していなかったみたいですが、大体8月12日ぐらいには納品可能と認識していたようでございます。そんな理由で入札参加したわけでございます。私もこの業界では、30年間、商いをさせていただいておりました。その経験から本日の質問をするわけですが、

今まで小学校給食で使われておりましたアルマイト食器ですが、トレイ、お皿、お椀、食器すべてに一カ所、突起部分、つめがついておりました。この形状だと、普通のフラットといいですか、普通の食器を重ねることができなくなるわけでございます。そして、この形状の食器は、あるメーカー1社だけの製品でございました。特定の業者のみが納品可能な状況が長く続いておりました。これが、民間のビジネスであれば当たり前のことでございます。金型代金等を負担して権利を獲得する。そして、獲得した商権、いわゆる商売の権利を守っていくことが企業の存続につながるわけでございます。

しかし、公である防府市が発注する商材で、特定の業者だけが発注できるシステムが、果たして公平なのか、疑問に思っておりました。今回、導入が決まったPEN食器も三新化学工業株式会社1社だけの製品だと思います。今後、学校給食管理室よりPEN食器発注について、そのときの公平性、透明性が保たれるのか、非常に不安に思っている次第で

ございます。そこで、質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、PEN食器に決定された理由をお聞きいたします。1年前の田中健次議員の質問と重なりますが、当時の食器選定委員会で強化磁器食器、PEN食器、ABS樹脂食器の3種類が検討されたとの答弁がございました。改めて、PEN食器に決定された理由をお聞きいたします。

また、強化磁器食器、ABS樹脂食器が外された理由もお聞きいたします。

2点目といたしまして、食器選定委員会の答申についてお伺いをいたします。安全性については今回は質問いたしません。私自身は強化磁器食器のような自然なものが一番安全だと思っております。そのときの食器選定委員会から、品質に関する事、価格に関する事等を含めて、どのような答申があったのかをお伺いをいたします。

3点目といたしまして、華浦小学校の入札状況についてお伺いをいたします。平成22年度の2学期から華浦小学校でPEN食器が導入されましたが、そのときの入札状況、それから落札業者、応札業者等をお聞かせいただきたいと思っております。あわせて、落札日、納入日についてもお伺いをいたします。

4点目といたしまして、公契約における公平性についてお伺いをいたします。この8月26日に学校給食管理室より最終判断を今回の件では、いただいたようでございます。メーカーの提示した納品日にきちんと納品をしてくれとのことだったようでございます。これであれば、この件につきましては一件落着と思っておりますが、今後のことについてお伺いをいたします。

PEN食器のメーカー、三新化学工業株式会社1社しか所有しない商品を発注する際、すべての応札業者に対し、どのような公平性、透明性を考えていらっしゃるのかをお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） PEN食器の商流についての御質問にお答えいたします。

これまで、本市の小学校給食の食器につきましては、アルマイト製の食器を使用しておりましたが、児童や保護者及び学校関係者の皆様からの、食器を変えてほしいとの強い要望により、アルマイト食器を見直すことといたしました。これにより、平成22年6月に、保護者や学校関係者などの委員11名で構成された防府市小学校給食食器選定委員会を公開で開催し、選定されたPEN食器、ポリエチレンナフタレート樹脂製の食器でございます。このPEN食器を華浦小学校に導入いたしました。

それでは、まず、最初の御質問であるPEN食器に決定された理由についてお答えいたします。これまで使用していたアルマイト食器を更新するに当たり、さきに述べました防

府市小学校給食食器選定委員会で、強化磁器食器、P E N食器、A B S食器について、安全性や重さ、耐久性、または配ぜん時の児童への負担などの面や、食育の面など、さまざまな観点から、学校給食に最も適した食器の材質について検討いただきました。

その結果、学校給食で使用する食器は、児童が食器を運ぶ際に負担が少なく、割れることによる危険性のない樹脂製食器が望ましいとされました。さらに、樹脂製食器の中でも他市や市内で既に使用している学校での実際の使用状況から、熱風消毒による変形が見られないこと、また食器に食材の色が付着しないこと、洗浄作業の効率性などの面からP E N食器が選定されたものでございます。

また、強化磁器製の食器、A B S樹脂製の食器が選定されなかった理由については、強化磁器食器につきましては、陶磁器の文化を伝えるため、地域によっては取り入れているところがあるとの意見も出されましたが、食器自体が重く、児童に過重な負担がかかることや、破損によるけがなどの危険があることから選定されず、またA B S食器につきましては、製品によっては洗浄時に食器同士が密着することがあるため、作業に支障を来すことや熱風消毒時に変形することもあることなどの理由により、選定されませんでした。

次に、食器選定委員会の答申についてのお尋ねですが、食器選定委員会では、主として品質に優れ、学校給食に適した食器の材質についての協議がなされ、先ほど申し上げました理由により、新しい食器にはP E N食器が選定されました。

3つ目の御質問の華浦小学校のP E N食器の入札状況につきましては、防府市のホームページで既に公開しておりますが、防府市物品調達等指名登録業者名簿に登載されている市内業者7社に御案内した上で、指名競争入札を実施いたしました。入札には7社のうち、株式会社中冷山口、有限会社調理機サービス、山口調理機株式会社、有限会社正田金物の4社が応札され、山口調理機株式会社が落札いたしました。なお、入札は昨年8月12日に実施し、納期については2週間後の8月25日としておりましたが、同日納品されております。

最後に、公契約における公平性についてのお尋ねの中で、選定されたP E N食器の製造会社が1社のみであることにつきましては、平成22年7月の議会における答弁の時点では確認できておりませんでした。その後の調査によりP E N食器の製造会社はこの1社のみであることを確認しております。

なお、今後の製品の調達に当たっての入札の公平性につきましては、本市の入札制度に従い、P E N食器を取り扱いのできる物品登録業者による指名競争入札で応札が1社である場合は対応を考えなければなりません。過去2回の入札状況では数社の業者が応札していることから、今後におきましても複数の業者が参加できると見込まれ、公平性は保た

れると考えております。

また、今後、公契約について特定の業者だけが納入するような状況をつくらないような考えはあるかとお尋ねですが、PEN食器の入札につきましては、本市の入札制度に基づいた複数の応札業者による正当な入札であると考えており、特定の業者だけが納入するような状況であるとは考えておりません。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） PEN食器のメーカーが1社だけ、もう、これが、商品が選定されて、導入されてからの検査だったというふうに思っておりますが。これから、各小学校へのPEN食器納入スケジュールがあらうかと思いますが、ボリュームを含めてお伺いをいたします。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今後のPEN食器の納入スケジュールでございますが、来年度から3年程度で全部の小学校にPEN食器を導入したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） 先ほども少しお話ししましたが、今回の三新化学工業株式会社からの私どもに対する回答ですが、こういう内容でございました。「納期である8月29日までには納品できない。受注生産をするから最低3カ月かかる。これが常識だ」みたいな、切って捨てたような回答をもらっているわけでございます。先ほどは2週間で納品ができたということで、大変すごいなと思ってるわけでございますが。この回答で、私自身、メーカーである三新化学工業株式会社の対応に大変な不信感を持ったわけでございます。7月14日の入札、そして8月29日の納品、前回の華浦小学校に比べれば大変長いわけでございますけれど、この期日の決定についての理由をお聞かせください。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 期日の決定につきましては、昨年度の経験もございましたし、今年度、食器を更新する小学校と、このPEN食器、新しい食器でございますので、この導入に当たってのその受け入れ体制について、個々の小学校と協議を行った後に、登録業者さんに入札の通知をいたしまして、7月14日の入札ということになりました。で、納品の期日につきましては、2学期からの供用開始ということを予定しておりましたので、8月29日を納付期限というふうに設定いたしました。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） 一応、今、そのような現実があるわけでございます。

まず、1社しかないメーカー三新化学工業株式会社に対してPEN食器を採用した時点で、このような納品だとか打ち合わせは協議をされたのですか。もし、新たに採用する器具について協議がなされていなければ、その理由をお聞かせください。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） PEN食器が採用された時点では、こういう納品等の入札関係についての協議は製造メーカーとは行っておりません。あくまで市の登録業者による競争入札ということですので、製造メーカーとの協議はしておりません。ただ、この食器の安全性についての御質問がいろいろありましたので、その点に関するメーカーへの確認は、これはたびたびさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） ちょっと回答の中から、それと現実の中で公平性があるのかどうか、透明性があるのかどうか、甚だ不安に思っているわけでございますが。

今まで使用されてきたアルマイト食器の件も先ほどお話をいたしました。私も、商売人にとって、商権、いわゆる商売の権利は命の次に大事だよというような上から教えられてきたことがございます。民間の競争であれば当たり前のことだと思っております。

今後、このような公契約について、特定の業者だけが納入できるような状況をつくらなようなお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） これまでも食器の購入の際は、毎年複数の登録業者さんを指名いたしまして、複数の登録業者さんに応札をしていただいております。このような状況から、決して特定の業者さんだけが納入されるような状況であるというふうには考えておりません。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） ぜひ、そのような状況をつくっていただけることをお願いしたいと思います。

最後に、私の意見を述べさせていただきますが、私もこういうふうな商売をしていた関係で、わかることですが、製造元が1社しかない商材はいわゆる価格競争がないわけでございます。値下げするも値上げするも自由にできるわけです。原材料費が高くなった安く

なった、物流コストがとか、どんな理由でもまかり通るわけでございます。今後、しばらくはPEN食器が継続していくと思いますが、今までの学校給食の食器対応は、卒業生の数だけ廃棄処分して新入生の数だけ補充するというやり方で行ってまいりました。毎年新入生の数だけがその売り上げが見込めるわけでございます。

今からどうなるのかわかりませんが、10年、20年、このような状態がずっと続いてきたわけでございます。この食器変更の方法についても、今からの課題かと思っております。

今後、この料理器具、食器なんかの入札状況、またPEN食器の商流をしっかりと見させていただきます。また、メーカーである三新化学工業株式会社の対応等、何か問題を感じたときは、改めてこの場で質問をさせていただきたいと思っております。これで、この項の質問を終わります。

続きまして、大きい2点目、人権推進問題についてお伺いをいたします。

防府市人権学習推進市民会議が設置されており、自治会連合会、地域代表、各種団体から、合わせて50名の推進委員で構成をされております。私自身は、議員としてではなく、華浦自治会連合会の代表として参加させていただいております。先日、山口県主催の人権ふれあいフェスティバルが、8月6日、山陽小野田市で開催されました。そのプログラムの中で、「犯罪被害者とその家族の人権について考える」と題して講演がございました。講師は、高松由美子さん、特定非営利活動法人、兵庫被害者支援センター理事という肩書がついておりますが、全く普通の家庭の主婦、このような方で行ってまいりましたが。講演を聞かさせていただきましたが、実体験の内容は大変心を打つものがございました。講演の最後に、「ぜひ、各自治体で犯罪被害者等支援条例の制定を強く希望します」との発言がございました。

人権問題分野別施策の推進では、最初に女性、次に子ども、そして高齢者、障害者、同和問題、外国人、感染症患者等、ハンセン病問題、罪や非行を犯した人、そして10番目にその他の人権問題、このように10項目の分野に類別されております。

そして、その10番目のその他の人権問題の中に、プライバシーの保護、犯罪被害者支援、拉致問題等が含まれております。国では、平成16年12月8日に、法律第161号として犯罪被害者等基本法が制定されております。その基本法の前文の結びの部分を紹介しますと、「ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」とあります。この基本法の制定二十日後の平成16年12月28日に、宝塚市犯罪被害者支援条例が制

定されております。そのほかには、摂津市をはじめ幾つかの地方自治体が条例化をしております。そこで、人権問題についてお伺いをいたします。

まず、最初に、人権関係の相談窓口についてお伺いをいたします。人権関係の相談窓口はどのようになっているのか。年間の相談件数は何件あるのかお伺いをいたします。また、市民への周知、広報等についてもあわせてお伺いをいたします。

2点目でございますが、犯罪被害者基本法についてお伺いをいたします。犯罪被害者等基本法の第5条地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、このように地方公共団体の責務がありますが、防府市の取り組み状況をお伺いをいたします。

3点目といたしまして、犯罪被害者等支援条例についてお伺いをいたします。宝塚市犯罪被害者支援条例では障害支援金の金額まで条例の中に定めてありますが、本市も犯罪被害者等支援条例が必要と思いますが、条例化に関してのお考えがあればお伺いをいたします。よろしくお伺いをいたします。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、人権関係の相談窓口についての御質問でございましたが、本市におきましては、社会福祉課内の人権推進室と教育委員会生涯学習課内の人権学習室が人権関係の業務を行っております。人権推進室では、人権団体との連絡調整・支援、男女共同参画業務などを行っております。人権学習室のほうでは、防府市人権学習推進市民会議を中心として講演会、市民セミナー等を開催するとともに、地域、企業、団体等で実施される主体的な人権学習会への積極的な支援に努めるなど、人権学習啓発の充実を図っているところでございます。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人など、多岐にわたっておりますことから、それぞれの担当窓口で適切に相談を受けておりまして、必要に応じて相互が連携し、対策を講じております。そのほかにも、市政なんでも相談課や国の委嘱を受けて活動されている人権擁護委員の皆様、また社会福祉協議会などが窓口として、相談業務を行っております。

先ほど申しましたように、人権問題は、それぞれ多くの窓口で対応しておりますので分野別の相談件数は把握できていないのが現状でございます。

次に、犯罪被害者等基本法についての御質問にお答えいたします。



御存じのように、この法律はさまざまな犯罪が後を絶たず、国民のだれもが犯罪被害者となる可能性が高まっているという社会背景の中で、犯罪被害者などの視点に立った施策を講じ、その権利と利益が保護されることを目的として、平成16年に制定されたものでございまして、これを受けて平成17年に第1次、23年には第2次基本計画が示されたところでございます。この法律の第5条に、地方公共団体の責務として、「地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」という条項がございまして、本市におきましては、犯罪被害者の方からの相談があった場合は、人権関係の相談対応と同様に、解決に向けて適切な助言や対策が講じられる担当課や関係機関との連携を図りながら、対応したいと考えております。

なお、本市に活動拠点を置くNPO法人など、民間の犯罪被害者支援団体はございませんが、山口市に事務所を持つ支援団体が、本市を含め県内各地で活動しておられます。

最後に、犯罪被害者等支援条例についての御質問にお答えいたします。

私自身、不幸にして犯罪に遭われた被害者の方々に対し何らかの支援が必要であると認識しておりましたので、本年4月、担当課に、条例について調査・研究をするよう指示しているところでございます。条例には、犯罪被害者などの定義や支援の範囲また個人情報の保護など、多くの課題があるのも事実でございます。つきましては、本市の実情に合った条例について、今しばらく時間をいただいて、研究させていただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） 今、条例化に向けての考えがあるということをお聞かせいただきました。ぜひ、一刻も早く条例化にこぎつけていただきたい。もう、要望をいたします。

先日、神戸で開催された議員研修会へ参加してきました。「東日本大震災の復興と地方自治体」のテーマで特別講義がありました。その中で、「政治に携わる者が今やらなければならないのは、まず被災者に寄り添うことだ」との、この言葉が非常に印象に残ったわけでございます。この言葉を紹介いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、大きい項目の3点目、防府市体育施設設置及び管理条例についてお伺いをいたします。

来月は、いよいよ山口国体が開催されます。ソルトアリーナもフル活用される予定でございます。選手の皆さんには、防府で試合ができてよかった、防府に来てよかった、このような思い出を持って帰ってもらいたいと、心より願っております。民泊が伴うというこ

ともあり、各自治体の受け入れ準備も整ったと聞いております。また、国体で来訪される皆様には、改めて防府に立ち寄ってみたい、防府にもう一度寄ってみたいとの印象を持っていただきたい、心より願っている次第でございます。

国体でもフル活用されるソルトアリーナの使用料についてお伺いをいたします。

私の友人にバレーボール協会の役員を務めている者がおります。ことしの2月にプレミアリーグが行われたのですが、彼が「今後、プレミアリーグを呼んでくるのは難しいぞ。施設利用料が高過ぎるよ」との発言がございました。そのときのバレーボール、プレミアリーグでは、JT、サントリー、東レ、豊田合成の4チームでございました。そのときの状況は、観客1,600名、うち指定席800席、チケット料金は3,500円、一般席800席、チケット料金2,500円、ほぼ満席でございました。

防府市体育施設設置及び管理条例では、チケット料金を徴収するものは興行であり、興行であれば、料金が3,000円以上だと施設使用料は10倍、3,000円未満だと施設使用料は5倍だと決められております。そこでお伺いをいたします。

まず、1点目でございますが、ソルトアリーナ使用料についてお伺いをいたします。バスケットボールWリーグやバレーボールVリーグ、いわゆる日本のトップレベルの選手の姿を子どもたちに見せることも大切な教育の一環と思いますが、現状では一律に興行判断されるようでございます。プロレス興行等とは背景が違うと思いますが、施設利用料について新たな基準を設けることについての可能性について、考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

2点目といたしまして、国体後のソルトアリーナ利用状況をお伺いいたします。あわせて、日本のトップレベルの競技が予定されているのかもお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 防府市体育施設設置及び管理条例についての御質問にお答えいたします。

初めに、防府市体育館ソルトアリーナ防府の使用料についてでございますが、御承知のとおり防府市体育施設設置及び管理条例は、防府市体育館ソルトアリーナ防府が竣工することに伴い、使用料等について平成21年6月議会に条例の一部改正の提案を行い、御承認を経て、平成22年4月1日より施行したものでございます。

この条例では、専用使用し、かつ入場料を徴収する場合には、条例第10条関係別表第1の規定により、「その入場料等の最高額に応じ、基本使用料にそれぞれ2倍、5倍、10倍の割合を乗じた額を使用料とする」となっております。

したがいまして、ソルトアリーナ防府の使用料につきましては、専用使用による大会等において入場料等を徴収する場合、最高入場料等の額によっては、大会開催時の会場使用に係る経費負担が大きくなるのも事実でございます。

しかしながら、使用料について新たな基準を設けることにつきましては、大会等の目的、種目等で使用料を決定するといったしましても、その判断基準は、明確かつ合理的な根拠が必要になり、現実的にラインを設けることは難しいことから、条例の一部改正は現時点では考えておりません。

なお、青少年にとってトップレベルの選手のプレーを間近に見るといふ体験をすることは非常に有意義なものと認識しておりますし、将来的に競技力の向上やスポーツ振興にもつながると考えられますので、何かほかの方法で御支援ができないか、検討してまいりたいと思います。

次に、山口国体以降のソルトアリーナ防府の利用状況についてでございますが、山口国体以降のソルトアリーナ防府において、今年度、全国レベルの大会の開催予定はございません。また、来年度の各種大会の開催については、現時点では各競技団体から報告をいただいておりますが、4月に1件、卓球のトップレベルの大会、「日本卓球リーグ・ビッグトーナメント」が開催される予定となっております。

今後も、防府市体育協会や加盟諸団体等の御尽力を賜り、最新の機能を持つソルトアリーナ防府に多くの大会等を誘致し、たくさんの方々に御来場いただけるよう、市としても指定管理者と連携し、可能な限り努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、青木議員。

○13番（青木 明夫君） それぞれの競技に冠をつけるとか、何らかの御支援をしていただいて、ぜひそういうトップレベルの選手の姿を見せてやりたい、心から思う次第でございます。

山口市では、10年前からプレミアリーグが開催されていると聞いております。山口市でやれるのであれば、防府市でも開催可能と思います。ぜひ、可能性を探っていただくことを要望いたします。

これは私ごとになりますが、48年前、山口国体の前年に防府高校の体育館で、その当時の全日本クラスの試合がございました。私は中学校3年生でしたが、その練習風景で、打ち込むボール、要するにアタックしたボールが観覧席まで届いてくるわけでございます。50年近くも前のことですが、今でも鮮明に記憶しております。ぜひ、スポーツに親しんでいる子どもたちに感動を与えられる場合は、ぜひとも必要と思います。

国際試合の開催可能な大変お金をかけた体育館でございます。ソルトアリーナを有効に活用していただけるような環境づくりを強く要望をいたします。

以上で、私の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、14時50分から全員協議会を開催いたしますので、3階の全員協議会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後2時41分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年9月9日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 横 田 和 雄

防府市議会 議員 高 砂 朋 子